

平成30年度第5回多良木町議会(3月定例会議)

招 集 年 月 日	平成31年 3月 5日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	平成31年 3月15日		午前 10時 00分	
開 閉 宣 告	散	会	平成31年 3月15日		午後 2時 50分	
応招 (不応招) 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
	1	○	村 山 昇	7	○	高 橋 裕 子
	2	○	林 田 俊 策	8	○	源 嶋 た ま み
	3	○	中 村 正 徳	9	○	久 保 田 武 治
	4	○	瀬 崎 哲 弘	10	○	宇 佐 信 行
	5	○	山 中 馨	11	○	豊 永 好 人
	6	○	魚 住 憲 一	12	○	坂 口 幸 法
会議録署名議員	5番	山 中 馨		10番	宇 佐 信 行	
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	仲 川 広 人		議 事 参 事	執 柄 由 美	
説明のため出席 した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎		教 育 振 興 課 長	今 井 一 久	
	副 町 長	島 田 保 信		教 育 振 興 課	永 井 ・ 中 村	
	教 育 長	佐 藤 邦 壽		健 康 ・ 保 険 課 長	東 健 一 郎	
	会 計 管 理 者	前 田 和 博		健 康 ・ 保 険 課	那 須 ・ 椎 葉	
	総 務 課 長	松 本 和 則		町 民 福 祉 課 長	黒 木 庄 一 朗	
	総 務 課 主 幹	新 堀 英 治		町 民 福 祉 課	長 田 憲 士	
	企 画 観 光 課 長	岡 本 雅 博		子 ども 対 策 課 長	白 濱 ゆ り こ	
	企 画 観 光 課	栃 原 ・ 竹 下		子 ども 対 策 課	植 原 一 喜	
	税 務 課 長	平 川 博		環 境 整 備 課 長	小 林 昭 洋	
	税 務 課			環 境 整 備 課	山 村 ・ 林 田	
	農 委 事 務 局 長	大 石 浩 文		農 林 課 長	久 保 日 出 信	
	会 計 室	上 村 由 美 子		農 林 課	水 田 寛 明	

会 議 に 付 し た 事 件

	一般質問
同意第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
同意第3号	農業委員会委員の任命について
発議第2号	多良木町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を定めることについて
受理第6号	小規模企業に関する条例制定の要望書
受理第10号	旧高本邸跡地利活用及び公衆トイレ設置についての要望書

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(村山 昇君) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

これから、本日の会議を開きます。

本日はお手元に配付しておきました議事日程表のとおり議事を進めてまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 異議なしと認めます。

したがって、本日は配付しておきました議事日程表のとおり進めてまいります。

日程第 1 一般質問

○議長(村山 昇君) それでは、日程第 1、一般質問を行います。

2 番林田俊策君の町長の施政方針に対する質問を許可します。

2 番林田俊策君。

林田俊策君の一般質問

○2 番(林田俊策君) それでは早速、町長の施政方針に対する質問を始めたいと思います。

まず、これを読んだときに、多岐にわたる項目が多いので、町長の思いが書いてあるとは思いますが、多岐にわたるが故に具体的な施策とか方向性っていうものがちょっと読み取りにくい部分がありましたので、そこについて私も質問しておりますけども、私の方も、この質問状を出すに当たりまして、時間的な余裕がないためにさっと斜め読みをただけで 17 項目にわたってしまいました。

先日より、同僚議員の方が施政方針に対する質問をしておりますけども、それと違った角度でまた質問をしなければならないので、苦慮したわけですが、町長の方も昨日の答弁の重複がないようにですね、お願いしておきたいと思っております。

まず早速 1 の 1 の質問、防災減災対策の強化ということで、本町における災害を未然に防ぐ防災減災対策の強化とはどのようなことを今後行っていくかという質問でございますけども、昨日ですね、同僚議員の方からその質問がありましたときに、大体の方向性とか、また、今回 31 年度の予算に 3 億 9,500 万円の防災行政無線のデジタル化とか、消防団の拠点施設の整備等の提案が可決されております。

このことで、今後こういった方向性でやっていかれるのだなということは想像つくわけですが、私がここです、町の防災減災対策の取り組みが今後どうあってほしいのかなということでご提案申し上げたいということがあります。

そこでですね、私が提案申し上げますのは、震感ブレーカーをご存知でしょうか。この震感ブレーカーは震度 5 以上の地震を感知したら、電気を自動的にストップし通電火災に備えるものであります。南海トラフト地震で大きな災害が見込まれる地域では既にですねその対策が行われているようでございます。地震がおさまると、電気が復旧したときに、倒れた電気製品または破損した電気コードが火元となり発生するのが通電火災でございます。阪神淡路大震災の火災の場合もですね、この 60%がその火災があったそうでございます。

実はこの千葉市の方では、この通電ブレーカーのですね、全戸無償配布が行われているようでございます。また、先ほど申しました南海トラフトの地震にあうと想定される静岡市や串間町の方でも補助金が出ているということでございます。金額的にはですね、実は安価な

もので、3,000円弱のものからですね、数万円、2万円、3万円のものがあるそうでございますので、今後、本町においてもですね、やっぱりこのデジタル無線の事業化が済んだ後にですね、こういったものを執行部が提案されるのだろうかと思ったときに、是非、これをご検討いただければと思いますので、質問をさせていただきました。いかがでしょうか。

○議長（村山 昇君） これより町長、関係課長の答弁を許可します。

町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬 浩一郎君） おはようございます。今日はちょっと霜がおりまして大分寒かったかなという感じで、三寒四温でだんだん暖かくなっていくいい季節になってきたかなというふうに思います。

今、議員がご質問されました、私もあの阪神大震災の消防士の史記というのを読んだことがあります、その中では、今言われた、電気系統のショートによる火災で、その長田地区のお話だったんですけど、燃えていってると。その燃えていくときに、重機が来ないので助けられない、後から何とかしてくれってという住民の方々の声があるにもかかわらず自分では何もできない。そこには数人の消防士がいらっしゃったらしいんですが、風が西の方から吹いてくるので、火がだんだんだんだん、その地帯に回ってくる。その下敷きになった方はもうそのまま助けてほしいとは言っておられるんですけど、どうにもできないということがあったというふうな史記を読んだことがあります。

やはり今おっしゃった通電ブレーカーの話ですよ。確かにあの今、千葉県で全戸配布、千葉市で全戸配布ということがあったらしいんですが、日本の場合も、今南海トラフ地震のことを言われましたけども、30年以内に70%の確率で南海トラフ地震が来るとということが今言われてます。地震学者の間でもこれはかなりの信憑性がある、何ていう論拠のある話であるということが言われておりますので、やはりそこは多良木町においてもですね、今どこで何が起きてもおかしくない時代ってということ、事態になってますので、そこは十分考えながら、この通電ブレーカーについても検討させていただければというふうに思っております。

○議長（村山 昇君） 2番。

○2番（林田俊策君） はい。先ほど申しましたようにですね、簡易的なものでは、3,000円弱の物ですし、3,500件つけたとして、全戸無償配布にしてもですね、大きな金額にはならないだろうと思っております。それが個人的にいろんな種類があるかと思っておりますけども、高いものがつきたいっていう家庭であれば、その半額補助とかですね、町民の方が自分の家にあったものを選ぶシステムづくりをして、そこでほしいということであれば町の方がこれこれに対してはこれこれの補助をするというようなことをですね、やっぱり今後やっていくべきではないかなと思っております。

たまたま熊本震災の場合には、4時ぐらいでしたか、両方ともですね。本震とがありましたときに、そのあんまり火を使わない時間帯だったんですけども、地震がいつ来るかわからないってというのが現状です。お昼の時間帯にですね火を使う時間帯であったり、また冬場であればその火災に対する備えっていうものがですね、非常に重要かと思っておりますので、その辺を今後、執行部の方でご検討いただくことを期待しまして2番目の質問に移ってまいりたいと思います。

2の1、町を取り巻く現状の中で本庁の人手不足は長期的展望の中でどのように考え、人材育成はどうするのかということで、あえてですね本庁の庁をですね、役場庁舎の庁に変えております。

町だけではなくて、やっぱり庁舎内でもこの問題が先日から取りざたされております。これは庁舎に置きかえた場合にですね、やっぱり、これは2の3の方でも論議しておきたいと思っておりますので、ここは簡単にですね、庁舎内の人手不足は長期的展望の中でどのように人材育成を図りやっていかれるのかってことをですね簡単にご答弁願います。

○議長（村山 昇君） 町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、簡単にとのことですので、詳しくは担当課の方でしっかり調べておられますので、私の方は簡単にお話をしたいと思うんですが、今確かに、非常勤の方の募集を出してもなかなか募集してこられる方がいらっしゃらない、これはびっくりしました。ここ1年、2年の間ずっとそうなんだという話を聞きましたので、確かに今、若い方々も減ってるのかなと。

昔は例えば、何ていうかおんなし職場にいる人が退職したらまたその人を雇うということは、これはまずなかったことなんですけど、そういうこともこれからやっていかななくてはいけないのかなという感じもします。それと、役場職員の方々が退職されるときに、非常にスキルを持った方々が多いので、ここは再任用という形で対応していければなというふうに思っています。で、各部署に行かれたら非常に力を持った方々ですので、その部署の役に立っていただける、そういう方だと思えます。

それはもう今からも、もう、去年から再任用働いていただいていますけど、窓口対応等々です、ね非常に慣れておられるので住民の方々からも好評いただいております。若い方々の職を奪うという意味ではなくてですね、やはり若い方々がいらっしゃったらその方々に勉強していただいて、そして任用の方々については、その自分の持っている力をですね、そういう方々にご教授いただければというふうに思っております。

○議長（村山 昇君） 2番。

○2番（林田俊策君） すいません、担当課はですね、2の3のところですね、もしも答弁があればお願いしたいと思います。じゃ2の2ですねに移りたいと思います。

本町の使用してない施設と老朽化施設の考え方はっていうことでございますけども、これは再三再四ですね、議員の方も執行部に向かひまして、この施設はどうするんだどうするんだということを質問してまいりました。

この論議は老朽化施設にとどまらず、また不採算施設の議論までに及んでおりますが、1つ1つです、ね、着実に年次計画を持ってやっぱり予算が伴うものですから、優先順位をつけ、解決していく問題だと思っております。

我々議員もですね、この問題に関しましては大きな関心事でありまして、庁舎内での検討に行き詰まりがあるとすればですね、議会の方にも呼びかけていただきまして、議会はどう考えてるんですかとどうすればいいと思っていらっしゃいますかというですね、考えをですね、やっぱお聞きになったらいいと思います。そこで我々は正式に全協なり活性化委員会で論議してもらえないだろうか、で我々の意見と議会の意見を集約していこうと、いわゆる町長が言われる弁償的法的な観点からですね、この答えを見つけていけばと思っております。

ですから、議員でもこの間ですね、この不採算施設の問題やら老朽化した施設に関しまして、統一した意見っていうものは持っておりません。ですから今ここがこの施設に対してはどういったことをすればいいんじゃないかという思いが、ただ一般質問の中で出てきておりますので、統一した見解の中から、執行部と対等に車の両輪としてですね、今後どうしなければならぬ、これを施設はどうにかしなければならぬという意識をですね、両方執行部も議会側も持っておりますのでですね、是非、それを議会としても、統一した意見をですね、やっぱり諮っていった方が個々の議員の意見よりも執行部は聞いていただけるだろうし、また執行部の考え方は、我々とその対置した形でですね、また議論を重ねていけばですね、いい答えが最終的には出てくるのではないかなと思ってるんですけども、この件についてはいかがでしょうか。

○議長（村山 昇君） 町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、提案自体は本来は町がしていくべきだと思います。それはも

う自覚的に職員はみんなわかってると思います。今いろいろ議会の方にもご相談してもいいと、議会事態は昨日もちょっと論議の中でありましたが、議会は町の行政のチェック機関であるということ、しかし、昨日、議員が言われたのはこれからは提案をしていく、そういう形の議会としてもやっぱりそういう提案をしていくことが必要であろうということですね、それ言われました。

それで、議会の方にご相談して情報を共有しながら、そういう仕事ができるのであればですね、こちらから幾つかのケースを提案させていただいて、例えば今、中央公民館がもうそのまま残っています。その隣には幼稚園跡、こちらはピューパーさんという障害者の子どもさんたちを見てもらってるところがあります。

それから、あとは多良木保育園のところですね、今度新しく買った土地がありますし、それから、これは建物は建ってないんですけど、そのこの医院の隣にある空き地ですね、いろんなもの、これは議会の皆さん方にご相談して必要であるということを買ったけれどもしかし使っていないという場所もありますので、そういったものもろもろ含めて、活性化委員会の中でご議論していただくような形がとっていただければ私も非常にありがたいと思いますので、今後そういう形でご相談をさせていただければ、本当に執行部としてもありがたいと思っています。

○議長（村山 昇君） 2番。

○2番（林田俊策君） この老朽化施設並びに不採算施設に関してはですね、我々議員としても重大な関心事であります。ですから、町の今からこれから大きなことに関してはですね、我々にもぜひ提案したい部分のものもありますので、執行部が正式に議会側に対して、これこれに対しての統一見解をまとめてくれんדרောかど、最終的には議会の議決が、予算を伴うものですから、議決がいるわけですよ。その前に十分な討議が執行部と我々議会の間で、議会議員の間で論議が取り交わされていけばですね、今後のスムーズな運営というのが押し図られていくのではないかなと思っておりますので、執行部のその辺のですね、考え方をまとめていただければと思います。

どうしても議員がその質問を執行部に向かってするとき、後から聞いておりますとですね、どんずまりに来てるなっていう私が印象を持ったものですから、こういうことを言っているわけです。

次の2の3のところ質問に移ってまいりたいと思います。

今後、人口減少化の道を進み、限られた予算や職員でいかにすれば質の高い行政サービスを維持的に提供するための施策はと書いております。ということで、これは先ほど言いました2番目の1の質問と関連していきたいと思いますが、この人口減少化社会については、実は私にとっても、1番関心事であり、町民の皆様の中に訴えているところでございます。これをどうとらえるべきかが最大の焦点となっています。

首長としてはですね、心配されていることは当然わかりますけども、その施策っていうのはありますか。

○議長（村山 昇君） 町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬 浩一郎君） そうですね、今、取りざたされてますのは2025年問題と2040年問題というのが取りざたされてます。2025年問題というのは私たちが、私たち団塊の世代が、75歳後期高齢者を迎える後期高齢に入ってくるということですね。こちらでまた医療費がかさむ、またはその介護の必要がある人たちが増えるということですね。

そして2040年問題というのは、もうその頃に私たちは恐らく生きてないと思うんですが、2040年問題というのは、これまで国がですね、積み残してきた2つの重要な課題に対する問題が出てくるっていうことだと思います。それは何かと言うと、まずあの人口が1億1,000万人になると、2040年で。1.5人の現役で1人の年寄りを老人を支えていかなければならないと

ということになります。肩車っていうような表現をされてますけど、ですから今は、3.4 ですかね、3.4 人で 1 人を支えているそういう状況なんだけども、もう、人口の減少がとどまるどころを知らないということで、2015 年から 2040 年までに日本の人口が 1750 万人減るといって、これはもう顕著でありまして、今もう既にどこの町村でもそういう現象が起きてきて、人手不足ということになっております。

で、この 2040 年問題を含んで今後人口減少が進行した場合、少子高齢化社会で行政サービスの維持、向上対策で、広域連携あるいは民間委託あたりも考えていかななくてはならないんじゃないかなというふうに思ってます。広域連携っていうふうに何とていうかこう射程に入ってくるのはやはり奥球磨全体でどういうふうにしていくかっていうことを考えなくてはならないと思います。

それで、国の方がどういうふうな対応に出るのか、蛇口を締めてくるのか、このままいくのかその辺わかりませんが、しかしそういうことも含めて情報を集めながら、広域連携、民間委託それから AI の活用ですね、そういうところ、アーティフィシアルインテリジェンスっていうことで、AI は今いろいろと話題になってますけど、実は去年の予算、30 年度の予算で案内にロボットを入れてみようかっていう話がありまして、ソフトバンクのロボットがどのくらいするのかっていうことをちょっと調査をしてみました。しかしロボット自体は安いんですけど、それに対していろんな機能を入れることによって、800 万ほどのお金がかかるということでしたので、これはこれだったら人を雇ったほうがいいですよっていうことでその話はなくなっただけですけども、何ていうんですかね、最終的にだんだんこう人が少なくなってくればそこをそういうロボットに案内、その時は案内係、職員も今ぎりぎりやっているの、そのロボットのボタンを押せば案内してくれる、またはロボットのボタンを押せば、今、町民福祉課、お客さん見えてますよ、戸籍のお客さんですよみたいなことを言ってくれる、そういう形、ちょっと人吉球磨で初めてなんでっていうことでやってみようかという計画をしたんですが、残念ながら余りにも金額が高すぎて断念したという経緯があります。

そういうことで、広域連携、民間委託、AI の活用ということを考えております。

○議長（村山 昇君） 2 番。

○2 番（林田俊策君） その施策は今言われたように広域連携、民間委託、AI 活用ということでしょうけども、じゃあ逆に、まずですね、この議場にいる人の中で、日本でもいいです多良木でもいいですけども、どのくらいの人口が最適な数なのかっていうことをですね、やっぱり明確に科学的な分析とか経済的に分析、そして文化的な判断のもとに、その数値をですね示すことのできる人が何人いるだろうかと私思うわけですよ。ただ漠然とこの人口減少化社会が我々がかつてない環境に行くっていうことに対してですね、やっぱり心配のみしているっていう現状だと思います。

であればどう考えればいいのかと、この人口減少化社会の問題をですね。私は少なくともこの人口減少危機論者でもないし、また人口の増加で幸福になるっていう論者でもありませんけどもですね、これからやっぱりその問題についてはですね、やっぱり首長は大変心配事だと思いますし、私たちも議会人も心配事であります。

先ほど言われましたように、農業の中で、例えば代あけをしたいということで、ドローンで写真を田んぼの写真を撮ってその中にコンピューターでトラクターにコンピューターで制御したら、例えば何時間の間にその面積を代あけするっていうですね、もうそういう既にそういう AI を使ったですね、ロボット化ができております。じゃあロボット化が来たときには、人間がこんなにいるのかなというような疑問もわいてくるんですよ。

ですから今後この問題については町長ともしも次回、ここに帰ってくる事ができましたならば、その問題についてですね、ちゃんと論議していきたいなと思っております。

ここでは、先ほど答弁がありましたように広域連携とか、民間委託とか、AIを活用したことをやっていかれるのだなということを理解していきたいと思います。

次に4番目の質問に移ってまいりますけども、人口減少を緩和し、雇用の創出や交流人口の拡大を図るための創意工夫とは何なのか。人口減少化を緩和することや、雇用の創出をし、交流人口の拡大を図ることは我々は賛成です。その創意工夫とはですね、具体的に町長はどんなことをお考えになってるかを答弁願いたいと思います。

○議長（村山 昇君） 町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、今ですね、去年12月議会でもお話をしたんですが、町民福祉課で調べていただいた資料、これはもう1年ぐらい前の資料なんですけど、今多良木町の人口が大体170人くらい毎年減っていくような状況になってます。10年後には恐らく7,900人ほどの町の人口になると思います。ですから、昨日、撤退の政治をやってるっていう話を私しましたけど、町自体のサイズダウンに沿った行政のあり方っていうのをこれから考えていかななくてはいけないというふうに思ってます。

隣のあさぎり町にしてもですね、合併をされた当時から3,000人人口が減ってます。あそこは人口が大きいので減る数も大きいということなんですけども、そういう形になったときに、どういうその行政のあり方がいいのかということ、それから安定した雇用がどういう形でとれるのかということも含めて考えていかななくてはいけないと思うんですが、実はあの民間の創意工夫という意味では、多良木ビジネスデザインキャンプというのが今まで2回、去年と一昨年、2回ありました今まで。今年、企画課の方でどういうふうな形で計画をしているのかまだ話はしておりませんが、継続をしていくものと思います。

その中で多良木ビジネスデザイン勉強会というのが、町の若い方々の間で立ち上がってます。これは今まで行政にかかわってこなかった方々が、町の将来に危機感を感じて何とかしなくちゃいけないっていう気運が出てきた、それはまた、そういう論議の中で、そのことに気がついた人もいるということです。何回かプレゼンを見たんですけど、なかなかあの資料もしっかり集めて、行政の資料どこでとったのかわからないような資料をよくやってるなどという感じがしました。

その中で、もうしょっちゅうあのやっておられますので、議員の方々もご存知だと思いますけど、石倉マルシェというのを、その中の1人の方やっているんですね。それは、多良木だけではなくて、近隣町村もそうなんですけど、鹿児島とか宮崎あたりからも楽しんで来て、多良木一回ぐるっと回って、この間、そこの人に聞いたところでは吉鶴のウナギを食べておいしかったという話も聞いたんですけど、そういう外からの交流人口が入ってきてます。

そういう、こういう若い方々が今まで自主的に自発的に多良木町を何とかしていこうという形で動き始めたのはあんまりなかったんじゃないかなって、別の形で期待して、別のなんというか、側面から非常に期待しているところです。

で、そういうものにだけに期待しているということではしょうがないんですが、やはりあの雇用の創出ということから言えば、昨日から何回も繰り返し言ってますが、すき間時間を利用したテレワークあたり、これは移動する必要がありませんので、自宅でできるということ、または保健センターあるいは多良木町のどっかの部屋を利用してできるということで、こちらの方で収入を上げていただくという方法があるのかなと今考えておりますが、それともう一つは、地元に残っておられる企業、多良木町にある企業を大事にしていくというのもう一つ必要だというふうに思ってます。できるだけ企業、時々来られますけど、条例で規定されたものの中でお手伝いできるものがあったので去年、確か工業団地の会社がこられて随分助かったということで、それはもう議員の皆さん方にもお話をしたことなんですけど、そういうことで地元の企業を大事にしながら、そういう若い方々の力をいただきつつ、テレワークを活用していくという方法が今のところ私が考えている方法です。

この他に、いろんな展開の仕方があると思うんですが、それはまたこれから担当課とも話し合って、方向を決めていきたいと思ってます。

○議長（村山 昇君） 2番。

○2番（林田俊策君） 町長が書かれた文書はこう書かれてあります。人口減少の流れをとめるのは至難のわざではありますが、人口減少の緩和し、人口減少を緩和し雇用の創出や交流人口の拡大を図るため、創意工夫を凝らした事業を取り組みながら、引き続き町の浮揚策に取り組んでいきたいと考えております。非常に心強い発言だと思いますけども、今聞いてみますと、ビジネスキャンプや石倉のマルシェ、他力本願的なやっぱりこう否めないっていうか、町長自身が確固たるそういうものに対して、こういう方針であるというのがですね、なかなかやっぱり出しにくい見えにくいというのはわかりますけどもですね、今後ぜひですね、政権を担っていくのであれば、やはりこのところもですね、自分が施政方針の中で明言をされたらそういう責任が出てくると思いますので、ぜひこの件に関してはですね、今後勉強されて頑張っていってほしいという気持ちでございます。

次の3番の質問に移ってまいりたいと思います。

町の財政についてです。これはですね私の理解力がないのか、主語がどこに持っているのかわからないので質問いたしました。こういう文書です。平成30年に将来を見越した繰上償還をしたため、増加に転じたとありますけども、この繰上償還をしたら、増加するんじゃないかなくて減少するんじゃないかなと起債がですね、そういうふうに簡単にちょっと思ったものですから、よくよく読んでみても、これどういうことなのか普通の町民の方がこれを読まれたときは、借金がありました、繰上償還しました。じゃあ起債は減ってるんじゃない、それが増加したって書いてあるけどこれどういうことなのかっていうことですね。

ちょっとこの説明をですね、これ町長でなくても、総務課長でもわかるかと思っておりますので、その辺の答弁をですねちょっとお願いしたいと思っておりますけど。

○議長（村山 昇君） 町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 文脈といいますか、コンテキストの中で、私の文書の書き方がちょっとまずかったのかなと。期間が短かったのでそういう理由になりませんが、分量も結構多かったということで、今回は11ポイントでそのページになりました。従来16ポイントでやると20ページを超えるということだったものですから、大変申しわけありません。

そこ私の文書の書き間違いもあるかなというふうに思いますので、詳しいところは、総務課長の方に説明を受けたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（村山 昇君） 松本総務課長。

○総務課長（松本和則君） 私の方からお答えさせていただきたいと思っておりますけども、このことにつきましては、平成31年度の予算編成方針にもこう記していたこととございますけども、一言で言いますと、平成30年度に一時的に元利償還金、返すお金が増加したということとございます。

この地方債の元利償還金につきましては、平成20年度の約9億8,000万円をピークにその後は減少傾向にありました。平成29年度は約6億8,500万円となっておりますけども、平成30年度においては、繰上償還を行ったために、元利償還金の額が約10億4,800万円まで上昇をしているということとございます。

ただこの繰上償還により、将来の将来負担というものは、その分減額をされているところとございます。

○議長（村山 昇君） 2番。

○2番（林田俊策君） はい、わかりました。償還金がということで、が増加したということだと思っております。

私はこれを善意的に解釈したときに、31年度にはお金を8億2,400万円借りますよと、返

すのが5億6,200万円だから、2億6,200万円そこで増加するのかなっていうふうに解釈しなくちゃいけないのかなって思っておりましたので、今の話を聞いてスッキリいたしました。そういうふうに理解したいと思います。

3の2の財源確保が厳しく、社会保障関係経費の自然増が懸念される施設のあり方を踏まえて検討とは具体的にどのように考えているのかっていうことでございますけども、この件はさっきの質問でも言いましたように、議会のですね、老朽化施設や不採算施設に対する議会の統一意見がまだ整備されておりませんし、議会議員の間でもですねこのテーマに対する議論も議員1人1人の微妙にですね、やっぱ違ってきておりますので、今後執行部と同時並行的にですね、この論議を調整していなければならないものと理解しております。

で、あえて町長が社会保障の自然増っていうところで、施設って言葉のあり方っていうことはですねまた出てきているもんですから、相当苦慮されている問題だなと私も察しておるところですけども、具体的にですねやっぱこうどのように考えていらっしゃるのかこの件についてですね、お伺いしたいと思います。

○議長（村山 昇君） 町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、ここもですね、私の文章表現力のなさを露呈したような形になってますが、このご質問には途中でですね今後は維持補修経費に多額の財政出動を要するものと予想される、ですね。だから、施設のあり方も踏まえた上での検討というのが入らなくては、ちょっとなかなか意味が通じないと思うんですけども、これは今後は維持補修経費に多額の財政出動を要するということがまずあります。というのが中抜きになってるんでわかりにくいんですけども、ちょっとこれ読んでみますね。

○2番（林田俊策君） いいです。もうわかりました。

○町長（吉瀬 浩一郎君） ということで、私の方がちょっと中抜きをしてますので、大変わかりにくかったのかなというふうに思います。

で、現在中学校の新築を考えておりますのでまずはそちらに集中をして、この間に修繕等要する施設が出てきた場合には、修繕の経費を出すと。そこでそれぞれの時に、例えば、現在中学校の老朽化で2023年まで、5年ほどかかるということも踏まえてですね、修理はきちんとしていく、一昨日の議員のご質問もありましたので、そしてほかの施設も、研修センターあたりもかなり傷んでおりますし、雨漏りがしておりますので、そういうところは予算組みながらですね、修理をしていくということにご理解いただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（村山 昇君） 2番。

○2番（林田俊策君） はい、私ももう、行間を読むことができましたので、多分そういうことでお金がかかるので、やっぱり今から自然増される社会保障関係費ってというのがですね、負担感が町の財政にのしかかってくるんだろうというような想像をしておりました。

この件につきましても、やっぱり町長がですね再三、優先順位っていうのをですね、やっぱり言われております。議員側からも、優先順位というのをですね、付けようと、非常にですね苦渋の選択がいると思います。我々も優先順位を考えたときにどこを1番最初にやったら、下衆な考えですけどですね、町民の皆様から喜ばれて、自分を支持していただけるかどうかというようなことに陥りがちでございますけども、やっぱりそこは首長はですね、町のことを第1に考えて、優先順位をどこにして次に後回しにしなければならないことはですね、現実的にあると思いますのでその辺の町民に対する説明責任とご理解をやっぱり今後、十分に説明責任を果たしながらやっていかれるべきだと思っております。

次、4、地方創生事業についてでございます。

私がひっかかりましたのは、個別事業の良好な着地点を探るとありますけども、この個別の事業ってというのがですね、単純に5つの創生事業ということで、その1つ1つの着地点なの

かなというふうに理解するんですけども、この個別っていうのがば一んと私の目の前にきまして、これは地域商社的な考えのもとに総合的にすべきであるものをあえて個別っていうふうにかかれたのはですね、今後このK P Iをして残すべきものだけを残すっていうことで、1つ2つという個別という考えで町長がいるのか。

実はですね、私も、それで良いと思ってるんですよ。すべての5つの事業がですね、今後どうなってくるのかはわかりませんが、私の感覚の中ではそういうそれもありかなというような感覚を実は持っております。

この辺についてですね、町長がこの5つの創生事業に対する着地点をどのようなイメージで今思っているのか、頭の中で思っているのか、これからももちろん1年間努力して、担当課ともですね、事業をやらせていくと思っておりますけども、ここで、早々にそう軽々に言うわけにはいかんと思っておりますけどもですね、やっぱり我々としてはもう既に気が早いものですからですね、着地点はどうすればいいのかなっていうことで議会内でもいろいろ今、正式に議題に上げてではございませんけどもですね、最終的にどうすればいいのかなっていうのもイメージをしております。

そこ辺をすっきりするためにですね、町長にあえて質問させていただきたいと思っております。

○議長（村山 昇君） 町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 昨日の一般質問の折に、今回は一括発注ではなくて、個別に発注をするというに言いました。このことと関連してです。

で、今、それぞれの地方創生、今5つと言われました、その5つの中で、いいものと、すごくうまくいってるっていうか、すごくとは言いませんけど、まあまあうまくいってる部分と、そうでない部分があるというのはもうご承知のとおりです。バランスがそれぞれ違います。

他の、例えばその今、地方創生として収益を得られて、収益を得てやっていけない事業というのがありますので、これはそれだけではやっていけないということで別のものと一緒にして、それをやっていこうという道を今模索してる、薪あたりはそうなんです。それと、あとは、別の方向、地方創生としての何て言うんですか、これからの成功をしていく、そういう着地点ではなくて、例えば文化財の面で何らかの貢献ができないだろうかということ、茅あたりの問題になるんですけど、久米の公民館の方で紙すきの方もこれからいろいろと活動をやっていかれるということですので、紙すき、三桮を利用した紙すき、それから薪、そして、茅ですね、こちらの方はまた別の道を探っていきたいというふうに担当課の方も思っておりますので、担当課もちょっと調べてくれておりますので、担当課の方の答弁も聞いていただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（村山 昇君） 2番。

○2番（林田俊策君） この問題についてはですね、やっぱりもうまだまだ後1年しっかり最後まで頑張っていたきたいと思っておりますので、結論っていいですか、出ないと思っておりますけども最後にはですね、やっぱりちゃんとした総括を交付金もいただいておりますし、一般財源もつぎ込んでおります。

その中で紆余曲折しながらですね探り探りやってきたわけですけども、我々もこの地方創生がいかなるものなのか、最初持っていたイメージと私も大分途中で変わってきているような考えでございます。ですから、これを一つの契機としてですね、是非今後つなげていってほしいと思うんですけども、実は昨日気になった町長の発言がありまして、町長は昨日こうおっしゃられました。議会です、ブランド化はまだできていない。その理由は認知されていないからであるっていうのが、町長のこのブランド化されていないっていうことの原因と言いますか、そういうふうに思われている。

この認知っていうのが、だれなのか、だれから認知どのぐらい認知されていたらブランド化になるのかっていう、明確にお答えできますか。

○議長（村山 昇君） 町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、あのブランド化されたということは、皆さんの認知を得られたことで、ブランド化がなったというふうなことというふうに一応定義のようなもの、で前議員からご質問あったときにブランドとは何ぞやっていう話があったときに、そのときは、例えば、食べ物に例えれば、おいしい物で売れるもの、収益が得られるもの、これがブランド化の一つの形であるというなことは言ったことがあると思いますが、要するに、だれが認知するのかっていうと、これは例えば、マスコミですね、マスコミに報道していただくことで、それが広く認知される。

それからそこにこられた専門家の方々、今回は、米の問題に特定して言えばその食味の食味の食味をされたいろんな専門家の方々の認知、それから多良木町に来ておられるアドバイザー、米のアドバイザー2人いらっしゃいますけど、こちらの方々が多良木町の米は本当においしいというふうに言っていました。

ですから、そういう形で一挙に拡散っていうか一挙には広がらないと思いますが、多良木町の場合は徐々に認知度を上げていけばというふうに思っております。しかもその専門家の目から見れば、九州の1番、今までおいしいと言われていた佐賀と菊池の米を凌駕する形で今回グランプリをいただきましたので、私たち自身はそこでもう一つのブランド化ができたと思うけれどもしかしそれはまだ認知の過程であって、これから認知度を高めていっていただく、そのことによってブランド化が成立するというふうに考えております。

それはやはりたんぼの力研究会、あるいはのびるの方々の努力もさることながらやはりそこは自治体の方のバックアップが必要であるというふうに思っておりますので、これからはしっかりそのあたり、創生機構、それからのびるさん、たんぼの力研究会と話し合ってください、それに指導していただく個別の今度契約をしますので、2人の指導者の方々ともしっかりといい米を作る方向で頑張っていければというふうに思っております。

○議長（村山 昇君） 2番。

○2番（林田俊策君） 私もまさかここで再びこの問題をですね、蒸し返しすとは思っておりませんでしたけれども、今町長が言われたのはマスコミとか専門家とか米づくり専門家とかアドバイザーの方、私は徹底的に抜けているのがバイヤーだと思うんですね。これを売ってくる人。

先ほど町長が言いましたようにおいしい物で最終的には売れるもの。それを売ってくれるのは誰かっていうのはバイヤーですよ。この人の認知がない限り売れませんよね。ですから、私は、例えばそれが米の量がですね、少なくとも高く売れたらいいかとも思いますし、その辺のこのブランド化っていうのがですね、まだまだ執行部とですね、私個人の意見です。ほかの議員の方の皆さんわかりませんよ、私の思っているブランド化と、やっぱり執行部が考えるブランド化の隔たりっていうのはあるんだなっていうことを再びですね昨日思ってたんですけども、私はある一面ではもう菊池で賞をとられたからにはブランド化はできた、じゃあ次のステップのバイヤーを通しての売る作業が必要であるのかなって私は理解しておりました。

しかし町長がま、町長が判断するんでしょうね、この認知が認知は最終的にはですね。だから、町長がおれがブランド化できてないちゅったらできてないんだっていうふうな形になるんだろうなと思って改めて思ったんですけども、この論議もですね、また帰ってきたらやっていきたいと思えます。

じゃあ、5番目の地域農業を支えるとあります。

私は非常に勉強不足で申しわけありませんけども、こと2つの協議会がですねそれぞれどんな目的をもって、本町において具体的な役割は何なのかっていうことをですね、ちょっとまず最初にお伺いしたいと思います。

○議長（村山 昇君） 町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 農業に関しては私も今勉強している最中といいますか、いろいろと資料をいただいて読んでる最中なんですけど、農業再生機構、農業再生会議、協議会ですね、農業再生協議会。これは国の食料自給あるいは担い手対策として水田活用の直接交付金にかかる経営所得安定対策に対応するために、都道府県単位と市町村単位で設置されている協議会という定義になっております。

それから、総合農政推進協議会、これは、多良木町の農業に関する事業計画の樹立及び実施の推進に当たる組織として条例により設置をしているということです。農政、農業政策全般に対する事項として、町長からの諮問に応じて調査審議に対し、意見を述べることができる諮問機関という位置づけが総合農政推進協議会であるということです。

農業再生協議会は、経営所得安定対策の推進とこれを円滑に実施するための行政それから農業団体等の連携体制の構築、それから振興作物の生産振興及び地域農業の振興を目的としておこなっておりまして、多良木町では協議会では、町とそれからJAにも入っていただいておりますが、農業委員会、農業協同組合、認定農業者、土地改良区あたりの代表者の方々に来ていただいて、そこで論議をしていただいております。主食用米の生産数量の目安などの設定とともに、水田ふる活用ビジョンを策定して、需要に応じた地域の水田農業生産のため、全体に周知する役目を担っているということです。事務的業務には各農家から提出された営農計画書に基づく水田作付、現地確認、あるいは経営所得安定対策交付金の申請事務、こういうものが入っております。

それから総合農政推進協議会は、構成は25名でありまして、これちょっと多いんですが、これもやはりJAや農業共済組合、土地改良区、それから、農業委員会の代表の方、そして、認定農業者、各作物部会などの代表で構成をしております。この協議会では、農業政策に係る事項について各方面から幅広く意見をいただくということで、多良木町の農業政策の推進を図っているということでご理解いただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（村山 昇君） 2番。

○2番（林田俊策君） よく読んでいただきました。

私はですね、今聞いてもわかったようなわからないような。私が議員になる前に区長をしていたときに、減反に関する調査員というものをしてきました。そのあと言葉がかわり生産調整という言葉で変わってきたんですけども、実は私が本当にここで聞きたかったのは、この農業再生協議会及び総合農政推進協議会ですね裏に隠された目的、今後、地方の農業がこれこれこういうふうになっていくってということで、国としては将来を見据えた形で、これこれこういうふうを考えている、だからこういう協議会を作ってこれこれこういう指導をしたがってるんですよっていう、ちょっと目的を聞きたかったもんですから、質問したわけですけども。

これは私も本当に勉強不足で申し訳ありませんけども、この件についてはですね、じっくり勉強させていってもらいた、いきたいと思っております。

で、次のところでちょっと協議したいのが、2番目です。

町の農業機械等導入補助事業の検証とその成果はっていうことなんですけども、この事業はですね、私も高く評価して農家の皆様方が喜ばれているという事実は認識しております。14件の農家に対しまして活用されておりますけども、この検証はどのように行われているのかお伺いしたいと思います。

○議長（村山 昇君） 町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬 浩一郎君） さっきの問題。

○2番（林田俊策君） 蒸し返さんで。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 蒸し返さないんですが、私もいろいろと今教えていただいていると

こなんですが、10 アール作って手元に残るのは2万円というのは初めて知りました。一反作ったときに、あの一町作ったときに20万円しか残らないと。これではやはり米づくりというのはなかなか厳しいですよ。だからあのやっぱりあの特殊作物っていうか、お金になる作物を生産していただいて収益が上がるようにしていただいているっていうことは、その会議の中で聞きました。

非常に勉強不足なんですけど、ですから、やはりそういう厳しい農業をやっておられる中で、今度はTPPとヨーロッパとの経済連携協定が結ばれましたので、なかなかこれから厳しい状況になっていくと思います。やはりそういう面では、町の方が町の単独事業としてですね、いろんな形で農家の方をバックアップしていく必要というのは本当に、これからますますできてきたかなという感じがしております。

昨年ですね、30年度から議員の皆さん方からも要請がありましたので、50万円を上限にして農機具の補助金を出しております。これは町単独で行っております。それから、一昨日だったすかね、聞かれたときにお答えしましたが、畜産関係で、子牛の値段が今、安定しております。高値で推移しておりますので、こちらを応援していくために、一方では畜産だけにお金をつぎ込んでどうなんだみたいな話もありますけどしかし、今、高いうちに何とかバックアップしたいということで、牝素牛の導入とかですねそういうものにも町単独で補助金を出しております。

それからもう1つが、何度か話にありましたけどたらぎ大地、こちらは、やっぱりこう事務経費の部分でですね、給与を払わなくてはいけないということで、去年と今年300万予算を組まさせていただいております。この農業機械にはですね、去年14件の利用がありました。補正もちょっとさせていただいたんだと思いますけど、今年もまた、必要であればですね、そういうものに補正をさせていただいて、農家の皆さんバックアップできればなというふうに思います。

詳しい成果に関してはですね、農林課長の方からどういう成果が出たのとかっていうことで、お話をさせていただけばというふうに思っています。

○議長（村山 昇君） 久保農林課長。

○農林課長（久保日出信君） 私の方から申し上げます。

申請件数につきましては先ほどから出ておりますように14件がありまして、事業費の総事業費といたしまして2,306万9,000円となっております。その中で補助金額につきましては504万6,000円と今なっております、当初予算で計上しておりました500万円を若干超える状況となっております。

この事業効果につきましてはですね、まだ導入されたばかりですので今のところ検証ということちょっと難しいと思いますけども、この機械の導入に当たりまして、農家の方からは、3年後の計画目標という形で簡単ですけども、提示をお願いしております。

そしてその中では、生産性の向上を図るための新たな機械設備、特にハウス等の中における、新しい機械の導入でありますとか、規模拡大を目指すための機械の更新、また、施設の整備ということで導入がなされているところでございます。特に国の補助事業関係の採択が非常に厳しい状況でございますので、その中で、認定農家の生産向上の方に寄与できなかったんではないかなというふうに考えているところでございます。

また、今年度におきましてももう既に数件の問い合わせ等もきておりまして、早期の事業周知を図りましてですね、農家の要望に沿っていければというふうに考えております。

また、あわせまして、国県の事業につきましても有利な事業もございまして、これにつきましても積極的に活用していただくように、事業の周知を同じく図っていきたいと考えております。以上です。

○議長（村山 昇君） 2番。

○2番(林田俊策君) 先ほど申しましたように、この町単独の事業っていうのを私も高く評価しておりますけども、どうしても監査の目がこうわいてくるわけですけども、先ほど2,306万、約2,306万円の事業で補助が504万ということで、これは勘違いしてならないのは、補助金を出すことを自己目的化したらだめだということですよ。

出すことによって先ほど言いましたように、生産性の向上とか規模の拡大、こういうことをやっぱり見据えた形で農家の方々にやっていってもらわないと、そのですね、お金が使われ方がどうなのかなっていうふうに考えておりましたので、その検証はしっかりやっていただきたいと、で、ひょっとするとややもするとそのばらまきっていうふうにですね、この事業がなりかねないように、やっぱり検証を重ねながら、これをやったことによってどれだけ農家の方々の生産性が向上したのかっていうことをですね、明確に数値化することがこの多良木町のこの補助金の正しい使い方の道になるかと思ったので、あえてこの質問をさせていただきました。

次に最後の3番目の質問になりますけども、担い手農家の確保や所得向上はどう図り支援していくのかということでございます。

これですね、このことは、歴代の町長がですね、言われてきてずっとですね私が議員になりましたときに、歴代の町長がずっと言われてきております。で、町のおかげでですね、暮らしがよくなりましたと聞いたことは1回もありません。むしろ毎年毎年厳しい状況ですということを言われてます。

この担い手農家の確保や所得向上はですね、じゃあ具体的にどうするのかっていう吉瀬政権はどうするのかっていうことをですねお聞きしたいと思います。

○議長(村山昇君) 町長吉瀬浩一郎君。

○町長(吉瀬浩一郎君) 担い手の方々もだんだん高齢化していくということですよ。その高齢化に伴って、やはりあの最近、私は農業詳しくないので、当たってるかどうかわかりませんが、重い野菜が段々こう敬遠されてきて軽い野菜になってる、で、収益の上がるもの、重いものの中にも収益の上がるものがあるということをお聞きしておりますので、そういう作物のバランスあたりもなかなか難しくなっているのかなって、いろんな方々の話を聞くと確かに議員おっしゃるように、担い手対策で楽になったと、所得が上がってきたっていう、本当はいらっしゃるんでしょうけど、そういう声を聞いたことはあんまり交流会の席でもないですね。

このことについて、また、農林課長の方に、内容についてですね、ちょっと答弁を聞いていただければというふうにお聞きします。よろしくお祈いします。

○議長(村山昇君) 2番。

○2番(林田俊策君) この地域の農業に関しましてはですね私も町長も、本当に勉強不足だっということがですね、思っておりますので、お互いに勉強していきましょう。ということで、次の子育て支援の。

○議長(村山昇君) 暫時休憩いたします。

(午前11時00分休憩)

(午前11時8分開議)

○議長(村山昇君) 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

2番林田俊策君。

○2番(林田俊策君) 2番。次、子育て支援についてでございます。次年度にいわゆる3本の矢は、通学支援事業として捉えていいのでしょうかということです。

○議長(村山昇君) 町長吉瀬浩一郎君。

○町長(吉瀬浩一郎君) そういうふうに捉えていただけていいです。よろしくお祈いします。それで、水上村が全額、1万円を上限ですけどですね、全額補助をしているということをお聞き

いております。担当課と話をしておりましたら、多良木町が全額補助をするということになると2,000万だそうです。半額補助だと1,000万ということで、まずは最初の取っかかりの年ですので、3分の1ということにさせていただけばというふうに思って今回の予算を出させていただきました。

○議長（村山 昇君） 2番。

○2番（林田俊策君） そこでですね、さらなる吉瀬政権の4本目の矢として今回、多くの議員から中学部活動の社会体育への移行問題が質問されておりますけども、その中で、入会金等の金銭的な負担の問題で、保護者の負担軽減のためにですね、負担を考えるべきではないかと思っております。

これまで本町は部活動に補助金を出してきておりますが、その補助根拠ってというのがですね、私監査をしております、あいまいなところがありました。

今回、もしも社会体育へ移行した場合に、その負担金というのがですね、もしもその補助一部負担でもですね、全額補助ではとまでは言いませんけども、その補助を考えるならば、その根拠ははっきりしますし、いいのではないかなと思っております。

今後、もしも、町長が4本の矢のことを考えるのであれば、中学校の保護者が持っておられる心配事の一つに金銭的な面がありますので、ぜひこのことを考慮にいただければなと思っておりますけども、このことは検討の価値に値しますでしょうか。

○議長（村山 昇君） 町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 今、クラブ1つ当たり50万、町の方から出してあります。このお金が余ってくるというか、余ってくるっていう言い方おかしいんですが、社会体育に移行するに当たって必要なくなりますので、こちらの方を教育委員会の方で決められることだと思いますが、それは佐藤先生もご理解いただいていると思いますので、そのあたりは、教育委員会部局と相談をしながら、善処していきたいと思えます。

4本の矢に関するですね、アイデアを与えていただいてありがとうございます。

○議長（村山 昇君） 2番。

○2番（林田俊策君） 是非ですね、このことは総合教育会議の中でも議題にちゃんと上げていただいて、今後教育委員会との連携を図りながらですね、また学校と連携を図りながらやっていただければ、ますますの地域の1番のですね、子育てに対する吉瀬政権の考え方が郡内外に広がっていくのではないかなと思っております。

続きまして、住環境整備のPFI等の活用は具体的に今後どう進めるのかっていう問題でございます。

今回31年度の事業で子育て支援定住促進住宅整備基本計画策定業務委託料っていうのが300万上がっております。このPFIでやるとすれば柔軟な対応の可能性があると思えますけども、昨日坂口議員の方からですね、3世代対応のいわゆるスプの冷めない距離感の持つことのできる住宅もできるのかなと思っておりますけども、このような考え方をですね、やっぱりPFIのプライベートファイナンスイニシアチブをやることによって、我々も柔軟な住宅政策ができるのかなと思っておりますけども、この施策はいかなものか説明をお願いいたします。

○議長（村山 昇君） 町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 去年ですね、国交省の方から補助金をいただきまして、これは町の方でお願いをしていた補助金がいただけましたので、環境整備課の方で、今あの京都の設計事務所の方から常時来ていただいてですね、協議を重ねてます。

私が思ったのは、公営住宅を造りますと、低所得者用の住宅ということで、やっぱりあの入られる方々が限られてくるということ、町外のある程度所得のある方々が入ってくるにはなかなか厳しいところがありますので、町あるいは民間が入ってくる人を選べるようなです

ね、そういうシステムができないかなってということで今民間も含めたところで話し合いが進んでいます。

先日、2回目の会議がありました。私もそれには参加させていただいて、いろいろお話したんですが、民間の方も町の国あるいは町の方からお金が出るのであれば一緒に協力してやってもいいかなって。ただ、今考えておられるところです。詳しいところはですね、環境整備課長の方でまとめておりますので、答弁をさせてよろしいでしょうか。

○議長（村山 昇君） 2番。

○2番（林田俊策君） はい、これもですね、今後、300万円のあれを使って、また、執行部の方向性が決まった段階でですね、詳しくお聞きして、議会の方にも説明いただければ、議会の方もですね、それに向けていろんな協議論議を重ねていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

7番目、英会話能力の強化ということで、31年度予算では町内の3小学校へ拡大をしていくということで、我々議会もですね、2回ほど黒肥地小学校にお邪魔いたしまして、子どもたちの様子を見てきたときにですね、本当に1回目見たときよりも2回目に目覚ましい子どもたちの成長ぶりといいますか、それを目の当たりにしたとき本当にこれやってよかった事業だなんて思っております。

で、この小学校の3学校に拡大する期待とですね、実はもう一つ、町長にも教育長にも、私が数カ月前に提案しております外国人の運動会ですね。熊本県下におけるALTを中心とした外国人の方たち、熊本県に在住する方たちを多良木町に集めて、1日、ホームステイできる方は町民の方の一般家庭のところにホームステイしていただいて、なるべく町民の間にも英語に接する機会を作ったらどうだろうか、その一つの手段として、外国には競技会等は、スポーツの競技会等はあるけども、運動会的なフェスティバルのそうですね、百足競争とか、そういうものが、あんパン、パン食い競争とかですねそういうものはないらしくて、非常に盛り上がるそうです。棒倒しとか騎馬戦もですね。

そのことで子どもたちのみならず、やっぱり町民に対しても英語教育をやっぱり今からグローバル社会に向けて、やっぱり外国人の方にどんどん、外国人労働者がもう消防署で30人、宮本さんで20人、多良木の昼間にですね、50人以上の方が町内にはいらっしやるということですね、我々もやっぱり町民もですね、やっぱりそういう機会に接し触れさせていくことが大切かなと思っております。

そこに町長この3小学校に拡大する期待、成果の期待をですね、ぜひ述べていただきたいと思えます。

○議長（村山 昇君） 町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 今、こないだもちょっと言ったと思えますけど、国内のですね、優良大手企業の中には、ユニクロとか、それから楽天とか、そういう会社が社内用語はみんな英語であるというふうなことも聞いてます。

これから、今まではそうでもなかったんですがこれから外国人の方々が多良木町にもたくさん入ってこられると思えますし、そういう意味では、やはり今回のこの事業はですね、発案は佐藤先生の発案なんですけど、まずは黒肥地小学校でやってみよう、まずその理由は、今まで指定校をずっと受けてなかったんで、黒肥地小学校でまずはやってみて、その成果が顕著であれば、ほかの多良木小学校と久米小学校にも拡大しようというふうなお話は聞いておりましたので、是非ですね、久米小学校、多良木小学校でもこういう成果、多分、今回の成果がすばらしい成果が出ておりますので、もう臆せず外国人とどんどん話せると、相手の画面はネイティブスピーカーの方がいらっしやってこうそこと会話ができるということは、もう通常、外国人に町であっても、ちゃんと会話ができるだけの力をつけてるというふうに思えますので、これからもこれは進めていくべき事業ではないかなと思えます。

議員、佐藤先生に一言それに関することをちょっと話をさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（村山 昇君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君） はい、本日も町長からご指名ございましたので、述べさせていただきたいと思います。

そうですね、はい、今回の黒肥地小学校でオンライン英会話取り組んでまいりましたが、これが大きな成果を上げましてですね、私も本当これよかったなと思っております。

1年間、黒肥地小学校で試行的にやってみて成果がもし上がれば、やっぱり税金を有効に使わなければいけませんので、成果が上がれば必ずこう多良木小学校と久米小にも広げたいというふうな考えを持っておりまして、町長の方にもご相談をしておりますところ、今回予算措置をですね、していただきましたので大変ありがたく思っております。

これをまた今後とも大いに活用しましてですね、子どもたちの英会話力を伸ばしていきたいと思っております。

それから、先ほどユニークなご提案ございましたけども、外国人との運動会をやったらどうかということで、これ、多良木町にも多くの外国人の方々来ていらっしゃると思いますので、いよいよ共生社会を迎えるなというふうに思っております。そういう意味では町民の方々も、外国の方々と一緒にあって、仲よく生きていくということが必要ですので、そういった運動会を通して、そういう何て言いますか、外国人の方々へもなれていただいて、そして、一緒に生きていこうという思いを強く持っていただければありがたいなと思っております。以上です。

○議長（村山 昇君） 2番。

○2番（林田俊策君） はい、もう本当にこの黒肥地小学校の成果っていうのがですね、議員も非常に喜んで、全員が本当によかったなこの予算措置はよかったなと思っております。

教育長のおっしゃる一点突破で先日も申しておられましたように、国語と算数のですね力も付いてきているということを知りまして、非常に頼もしく思って、この英語教育の力は是非ですね、付けていってもらいたいと思っておりますし、また町民にもその共有化を今後ですね図っていくっていうことをですね、やっぱり頭に置いてほしいなと思ったので先ほどのようなご提案をした次第でございます。

次の質問に移ってまいります。多良木高校跡地の活用についてでございます。

県教委が町と連携し、整備を進めると見解が示されております。今後は県の予算計上の承認後になるかとは思っておりますけども、昨日ですね、高校跡地の問題については、議員の中からの論議がありました。

しかしですね、県教委がですね、あれだけのことを新聞発表をするということはですね、知事部局との綿密な打ち合わせのもとにですね、発表されて、議会とのですね、一定程度の了解も取りつけてこのことは発表されているのではないかなという私の推測でそういうふうには私は解釈しております。

大体、いろんな問題でもやっぱり、予算権のない教育部局がですね、発表されるっていうことはですね、やっぱりそこまでの裏づけを一定程度取りつけたからこそ、ああいう新聞発表があったのだなと思っております。

今後ですねできれば、決めるべきことはですねやっぱりスピード感をもって後手後手に回らないように、やっぱり物事を進めていかないと、やはり、今回耐力度テストの問題でですね、中学校が補助金等の問題がずれ込んだ形になっておりますので、そこにですね、これは天のから授かったものだと思って、延びた分だけ時間がゆっくり我々も論議協議できますし、将来の多良木中学校のあり方をですね、論議することもできますので、その中でもスピード

感を持ってやっていくべきだと思っておりますけども、町長のお考えをお示しいただければと思います。

○議長（村山 昇君） 町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 3月1日に、最後の卒業式が多良木高校ありました。その次の日に閉校式がありまして、その夜には、福寿庵の方で250人ほどの参加ですね交流会が行われました。どの集も大変感動的なものであったと思います。

いろいろな方々が多良木高校を支えていただきました。その1番大きい核になったのが地域の方々と高校活性化協議会の皆さんだったんじゃないかなというふうに思ってるんですが、そういうものがあって、私たちが県と話し合いをする中で、そういう方々の力があってからこそ、今の形が整えられたのかなというふうに自分では思っております。

これは見解の分かれるところもあるかもしれませんが、私はそういうに思ってます。県の方々ととの間に、もう今あの信頼関係ができてますので、私たちの言うこともよく聞いていただいております。

で、あそこ今、あのう昨日、あそこかもう4人ですよ、議員で4人目の質問になりますので、おんなしことを繰り返すようになりますけども、2月4日に外部審査会の方の会議で了承されて、そして2月5日に教育委員会が行われて、そちらで了承されて、今度、今日、県議会が終わるわけですけども、県議会が終わって、パブリックコメントを取った後に、この次の教育委員会で成案となるというふうなことが書いてありました。

そういう形で進んでいるわけですけども、私たちも今までいろいろと論議をしてきましたけれども、やはり多良木町のために何がいいのかなと考えたときにいろんな考え方があると思うんですね。この後の中学校の跡地の問題、それから支援学校の後の問題、いろんなところがこれから利用する場合出てきますので、それは県の方の話ですので、県は県が決められたとおりに粛々とやっていただくものと思っております。

ですから町の方も皆さんとこれからも協議を重ねながらですね、今の方針で多良木町の中学校、新しい公立学校を多良木高校の跡地の方に多良木高校の遺伝子を受け継ぐといいますか、いう形であそこに設置できればというふうに思っております。

○議長（村山 昇君） 2番。

○2番（林田俊策君） 町長もですね、多良木高校出身ということで、今回非常にきつい思いをされたっていうのは察しますけど、何はともあれですね、今の中学生の教育環境の改善ということで、やっぱりそこは第1番目に子どもを中心とした形で考えて、教育のあるべき姿、中学校の教育のあるべき姿をですね、やっぱりその論議の中心として、本質論からですね、論議していってもらえばと思っております。

次です。多良木学園の指定管理についてでございますけども、多良木学園の指定管理の移行への思いはっていうことですけども、町長の文章でございます。本来であれば50有余年の間に願わくば移譲する政策がとられるべきだったというふうにかかれてます。

これは一瞬、恨み節にも聞こえるような文章でありますけども、今までどぎゃんかしたったらおれの時代でこんなことせんでもよかったのにみたいなですね。何か暗にそういうことを言われてるのかなっていうふうにちょっと思いながら読んでんですけども、実はですね、今までの町長は踏ん張ってきてですね、あそこを残そうという形で頑張ってきたっていうふうに私は解釈しておるんですよ、実は。

で、実はこの障害児を取り巻く現状の対応がですね、遅れ、専門スタッフ等の配置ができなかったことはですね、これはですね、そして指定管理者に移行せざるを得なくてまたその後のことを考えるというのはですね、やっぱりこれはですね、恨み節ではなくて、町長が反省すべき点だと私思うわけです。

町が本来あそこを作ったときの時点の本来の目的っていうのを鑑みるならば、やっぱり踏

ん張ってでも何とか財政事情のですね、と相談しながらやっぱり最後まであの施設を多良木の重要な施設と位置づけてですね、我々も一緒に考えて存続していかなければいけない施設だったのに、残念ながら、やはりそこを手放すことが子どもたちにとって最善だっていう、今度結論を議会とともに出したわけですけどもですね。

そこに苦渋の選択があったことはありませんけども、やっぱり恨み節ではなくて、やっぱり今後の学園のあり方っていうか、どういうふうにしていいかなっていう論議の末にできたことですからですね。そこの前に我々の反省も必要だっていうことをですね、議会もそうです。町長の執行部もそうだと思います。そういう反省が必要だっていうことの考えを私は持っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（村山 昇君） 町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 町、公的な機関の場合には、赤字であってもそれをある程度許容限度まで維持していかなければならないというのは、これはもう議員もいつもおっしゃられてることだと思います。今、議員のおっしゃったことは昨日、同僚議員のおっしゃったえびすの湯の考え方と一緒にですね。根底では一緒だと思います。

で、そういう論議は非常によくわかるんですが、一つは、町の経営を考えたときに、もう皆さんもちろんもうわかっておられると思うんですが、今多良木町は昨日言いましたけど撤退の政治をやっています。その撤退の政治の一つとしてこの今回の多良木学園の指定管理、1年を経て指定管理ということを決めていただきました。

これはもう皆さん、共通理解というか通点するものは一緒だと思いますので、そこはあえてここでは言いませんけれども、しかし、本当はですね、1番考えなくてはいけないのは子どもたちのことだと、それが1番です。

だからその民営化ありきとか民間委託ありきということではなくて、どうやったらあそこにいる子どもたちが今からあそこで幸せにというか楽しく次の大人になったときの職を得られて、そして、家庭に入ってちゃんといい人生を送れるのかっていうことを行政は考えなくてはいけないと思いますので、やはり、刻々と障害者のに関する法令が変わっていつてくるんですね。それに町単独で対応できてないという状況これはもう議員もご承知のとおりです。

専門家がいないってことが1番大きな原因として挙げられるんですが、そういうことで、やっぱりこれあの久保田町長の在任時代にですね、1回、昭和61年ごろだったというふうに聞いてるんですけど、広域行政組合の方にご相談をされたっていう経緯があるらしいです。そのあと松本町長の在任中に、やはり福寿荘の民営化の問題が出てきましてですね、この福寿荘の民営化とあわせて、特別養護老人ホームだから、多良木学園も障害者の施設なので、これも当然、地域全体で担っていくべきじゃないかというふうな考え方で、定例の町村会に提供されたそうです。松本町長がですね。しかしこれは皆さんから受け入れられなかったということ、そういうことがあったということでした。

多良木学園は障害児の入所施設ですので、主に知的障害者の知的障害のある子どもたちを受け入れて、そして、保護と日常生活のお手伝いをやってるわけですが、昭和43年に設立されたとこなんですね、場所、そういう施設です。今全国でも町が経営する施設としては多良木だけになってしまいました。

だからさっき議員が言われたような形で、もっと前に、何か対策が出なかったのかなと。ただ、それは松本町長も久保田町長も努力をされてきてるんですね。そういう流れの中で。しかしそれは、そういう流れの中で、ほかの町村も巻き込んだ形での多良木学園の存続というのでできなかったわけですね。そういうものはあると思います。

今の多様化する障害者の対応に地方公共団体として多良木町が単独で対応していくにはやはり専門スタッフ、それから子どもたちを常にこう見ておかなければいけないそういう方々がやはりどうしても不足しているということと、法律上の問題があって、多良木町だけでは

とてもやっぱり無理だろうという論議はもう皆さんがたも 3 年間されてきたわけですから、それはもう対応することが難しくなってきたということは皆さんわかっていたかと思えます。

何度か協議のテーブルに乗りましたけれども、結局それが実現することなく今日まで今回まで来たということで、今回ですね、皆さん方に本会議場でじゃあその指定管理、1 年を準備期間としてやっていいですよって言うことを言っていましたので、そのことに対しては非常にありがたいなというふうに感謝をしております。

お金のことを言うとですね、こういうその何ていうかな趣旨が見えにくくなるんですが、しかし、やはり昨日もお話がありましたように、マネジメントをですね、財政マネジメントって行政のマネジメントからすれば、やはり毎年 3,000 万 4,000 万を赤字を出しながら経営していく施設、これは温泉センターにしても同じなんですけど、そういう施設は、やはりずっと多良木町が 4,000 万を出したって 1 年間に 4,000 万出したとすれば 10 年間で 4 億です。そういう赤字をずっとこう持ちながらやっていくというのかなり厳しいのかな町の経営としては厳しいのかなというふうに思います。

やはりそういう面での皆さん方のご理解をいただいたものと、それから法律的な部分での子どもたちに対する対応が十分でない。そういうもろもろのですね、今、多良木学園の置かれた立ち位置を理解していただいた今回の採決をいただいたのではないかなと思ってそのことには本当に感謝をいたしております。ありがとうございます。

○議長（村山 昇君） 2 番。

○2 番（林田俊策君） 私が言ってるのは、ですから、専門スタッフ等をですね、ちゃんと育て上げていくことができなかった町の行政は、やっぱり反省すべきじゃないかと。そしてまた一方でですね、行政改革の名のもとにこの障害児の施設を手放さなければならない。本当はこの障害児の教育のあり方っていう考えの中から、ちゃんと論議が進んでいくべきだったのに、それが、専門スタッフがいなくていう作れなかったっていうことの判断でやっば今回我々も苦渋の選択として、指定管理者に出し、その後のことを民間の方にやらなければならないっていうのはやっぱり大人の我々がやっば反省すべき点なのかなというふうに自分自身の中で検証しておりますので、そのことをちょっとお伝えしたかったということでございます。

10 番目の最後の質問にまいります。新しい価値感の創造ということで、地域間の競争ですね、から地域間の共創、共につくるの創造するの創ですね。への移行の筋道はどう立てるべきか伺いたいということで、昨日もこれは町長が述べられました。

やはりこれは、本来、各町村がですね、自信と誇りを持っていろんな議論をして戦っていくんだからそれ相応にははいはいそうしましょそうしましょっていう具合には私もしないと思っておりますけども、しかしながら、先ほど言われますように人口減少化社会の中では、そういうことですね、本当に町民の暮らしの中で、もう許されないといえますか、そういうこと言ってる状況じゃない時代が目の前に来る可能性があります。

ですから、徐々にですねこれも一步一步、首長の間で今後、この奥球磨して球磨郡、して人吉市まで含めた形でのこの盆地の中ですね、我々が今度、今後どういうふうな行政のあり方をやっていかなければならないのかっていうことをですね、やっぱり心配してるわけですけども、町長はこの件についてですね、もう最後に一言お伺いしたいと思います。

○議長（村山 昇君） 町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 昨日の一般質問の中でも 2 人からそういう問題が出されました。合併の問題に関してはですね、1 回平成の大合併で任意協議会まで行って法定協議会までがいけなかったというのは皆さん 3 町村ともですね、議会もやっぱり首長もそれぞれの首長もそれぞれそういうに思っておられると思います。今、そういう気運があるかということ、全く伺え

ません。

しかし、将来、人吉球磨の人口が5万5,000人くらいになるということも言われておりますし、そういうふうになった場合には、やはりそれぞれの問題、合併の問題、あるいは広域的に何かを一緒にやっていく部分が増えていくというのは、もうこれは否めないというふうに思います。

で、ちょっと視点を変えてですね、日本遺産の人吉球磨観光づくり協議会というのが今できてます。これは、昨日もちよつと言いましたけど、観光と言ったら人吉市が完成された観光地であるので、なかなかその奥球磨まで入ってきていただけないというのはあるんですけど、そういうこの日本遺産に認定されてもう何年ですかね、かなりたちました。

けれどもそれがまだ生かされてないっていう視点を踏まえて、振興局長がですね、その当時というかその方はずっと今まだ残っていただいているんですけど、言い出されたので、言い出したからには最後まで残って欲しいということで、今残っていただいているんですけど、その方が、人吉球磨10市町村の日本遺産を生かした観光づくりを今から協同でやっていきたいというふうなことを言われました。それには、初めてのことなんですけど民間の方々が入ってきていただいています。

それで、3月9日の午後2時から須恵の文化ホールでですね、2回目になりますけど日本遺産人吉球磨観光地域づくり協議会というのがこの主催でですね、小野副知事を招いて、パネルディスカッションがありました。

この中でいろんな提案があったんですが、10人の市町村長と全議長ですね、出席をいただきまして、パネラーとしては人吉市長と佐藤さんっていうそのワーキンググループの一応、リーダーの方、それから、あとはあれですね、お茶を作っておられる相良に嫁いでこられた神奈川の方から相良に嫁いでこられた方と、もう1人、人吉の若い何て言うんですかねコスプレをやった方が4人でされたんですけど、そのときにワーキンググループのこれまでの成果、すいません。そのときのタイトルっていうか、標語あたりがいろいろ出されたんですけど、人吉球磨噴水祈りの城下町というタイトルです。

それで、今後、観光にですね、特化して協力してやっていきたいと思いますということになりました。各市町村が個別に対応していた観光事業、これをその民間を含めた10市町村で何とか生かしていこうではないかというふうなことです。

この協議会のコンセプトは2025年問題に立ち向かうというのがコンセプトになってまして、さっき2025年問題については、私たちが75歳を超える年齢になったときに人吉球磨がどうなのかということで、ディスカッションをずっと進められておりますが、このワーキンググループ自体は2018年の5月から始まっています。間もなく1年が経過しようとしているんですけど、多良木町からも民間の方が2人参加をいただいています。

こういう観光関係をですね、これから10市町村で協力してやっていく中では、新しい価値を創造できればというふうに思っておりますので、また、議会にもご報告しながら、みんなで頑張っていきたいと思っております。

○議長（村山 昇君） 2番。

○2番（林田俊策君） はい、私もですね新しい価値感の創造は図るべきだと思っております。

今まで経験したことのない人口減少化社会を迎えつつですね、我々一人一人がですねこれまでの価値感とは違った価値感の創造が迫られてくる、必要になってくるのかなと思っております。我々が今まで常識だと思ってたこと、これは価値があるものだと思っておることがですね、実はそうではなかったのかもしれないし、これからやっぱり人間が人間らしく生きていく、いける町づくりをですね、望みつつ、我々が常識におさらばしたときに自由という名の切符が手に入るという言葉はですね、思いつつ質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（村山 昇君） これで2番林田俊策君の質問を終わります。

日程第2 「同意第2号」 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（村山 昇君） 次に、日程第2、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬 浩一郎君） それでは、同意第2号について提案理由をご説明させていただきます。固定資産評価審査委員会委員の選任についてということでございます。

多良木町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。平成31年3月5日提出、多良木町長吉瀬浩一郎。

記としまして住所が熊本県球磨郡多良木町大字多良木 2149番地4、お名前が下村良孝さんです。生年月日、昭和23年6月9日。

提案理由といたしまして、下村良孝委員が平成31年3月31日をもって任期満了となるためでございます。

略歴につきましては、お手元に差し上げております略歴書をご参照いただきますようによりしくお願いいたします。

○議長（村山 昇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 討論なしと認めます。

これから同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

この採決は多良木町議会運営の申し合わせにより、無記名投票により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 異議なしと認めます。

したがってこの採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（村山 昇君） ただいまの出席議員は、私を除き11名です。

次に、立会人を指名いたします。

多良木町議会会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に、7番高橋裕子さん、8番源嶋たまみさんを指名いたします。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票及び他事記載のある投票については無効といたします。

それでは、投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（村山 昇君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（村山 昇君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。立会人の立ち会いをお願いいたします。
- 議長（村山 昇君） 異常なしと認めます。
ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。
ただいまから点呼を命じます。事務局長。
- 議会事務局長（仲川広人君） それでは点呼いたします。
2 番林田議員、3 番中村議員、4 番瀬崎議員、5 番山中議員、6 番魚住議員、7 番高橋議員、8 番源嶋議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番豊永議員、12 番坂口議員。
- 議長（村山 昇君） 投票漏れはありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山 昇君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。
それでは開票を行います。7 番高橋裕子さん、8 番源嶋たまみさん、開票の立ち会いをお願いいたします。
- 議長（村山 昇君） 開票事務が終了いたしましたので投票の結果を報告いたします。
投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。
有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。
以上のおおりの賛成が多数です。
したがって、同意第 2 号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。
議場の出入り口を開きます。
（議場開鎖）
- 議長（村山 昇君） ここで昼食のため暫時休憩いたします。午後は一時から開会いたします。
（午前 11 時 53 分休憩）
（午後 1 時 00 分開議）

日程第 3 「同意第 3 号」 農業委員会委員の任命について

- 議長（村山 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、日程第 3、同意第 3 号、農業委員会委員の任命についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
町長吉瀬浩一郎君。
- 町長（吉瀬 浩一郎君） それでは、同意第 3 号、農業委員会委員の任命についてご説明をいたします。
別表の者を多良木町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めます。平成 31 年 3 月 5 日提出、多良木町長吉瀬浩一郎。
提案理由です。多良木町農業委員会委員が平成 31 年 3 月 31 日をもって任期満了となるためでございます。
氏名及び住所、生年月日は別表の方をご覧くださいませようによろしくをお願いいたします。
- 議長（村山 昇君） 説明が終わりました。
これから質疑を行います。この質疑は任命しようとする者全員を対象として一括して質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第3号、農業委員会委員の任命についての討論と採決を行います。
この討論と採決は任命しようとするものを1人1案件として個別に討論と採決を行います。
お諮りします。

採決は多良木町議会運営の申し合わせにより、無記名投票によって行いたいと思いますが、
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 異議なしと認めます。

したがって、採決は無記名投票で行います。

それでは、荒瀬次光さんの任命について討論と採決を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 討論なしと認めます。

これから、荒瀬次光さんの任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(村山 昇君) ただいまの出席議員は、私を除き11名です。

次に、立会人を指名いたします。

多良木町議会会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に3番中村正徳君、12番坂口
幸法君を指名いたします。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票及び他事記載のある投票については無効といたします。

それでは、投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(村山 昇君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の立ち会いをお願いいたします。

○議長(村山 昇君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○議会事務局長(仲川広人君) それでは点呼いたします。

2番林田議員、3番中村議員、4番瀬崎議員、5番山中議員、6番魚住議員、7番高橋議員、
8番源嶋議員、9番久保田議員、10番宇佐議員、11番豊永議員、12番坂口議員。

○議長(村山 昇君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、開票を行います。3番中村正徳君、12番坂口幸法君、開票の立ち会いをお願い
いたします。

○議長(村山 昇君) 開票事務が終了いたしましたので投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票です。

有効投票のうち賛成10票、反対1票。

以上のとおり賛成多数です。

したがって、荒瀬次光さんの任命については同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(村山 昇君) 次に尾方隆博さんの任命について討論と採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 討論なしと認めます。

これから、尾方隆博さんの任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(村山 昇君) ただいまの出席議員は、私を除き 11 名です。

次に、立会人を指名いたします。

多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって立会人に 4 番瀬崎哲弘君、11 番豊永好人君を指名いたします。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票及び他事記載のある投票については無効といたします。

それでは、投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(村山 昇君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の立ち会いをお願いいたします。

○議長(村山 昇君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○議会事務局長(仲川広人君) それでは点呼いたします。

2 番林田議員、3 番中村議員、4 番瀬崎議員、5 番山中議員、6 番魚住議員、7 番高橋議員、8 番源嶋議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番豊永議員、12 番坂口議員。

○議長(村山 昇君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは開票を行います。4 番瀬崎哲弘君、11 番豊永好人君、開票の立ち会いをお願いいたします。

○議長(村山 昇君) 開票事務が終了いたしましたので投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 10 票、反対 1 票。

以上のおり賛成が多数です。

したがって、尾方隆博さんの任命については同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(村山 昇君) 次に、小田康宣さんの任命について討論と採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（村山 昇君） 討論なしと認めます。
これから小田康宣さんの任命についてを採決します。
この採決は無記名投票で行います。
議場の出入り口を閉めます。
（議場閉鎖）
- 議長（村山 昇君） ただいまの出席議員は、私を除き 11 名です。
次に、立会人を指名いたします。
多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって立会人に 5 番山中馨君、10 番宇佐信行君を指名いたします。
念のため申し上げます。
本件に同意することに賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。
なお、白票及び他事記載のある投票については無効といたします。
それでは、投票用紙を配ります。
（投票用紙配付）
- 議長（村山 昇君） 投票用紙の配付漏れはありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山 昇君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。立会人の立ち会いをお願いします。
- 議長（村山 昇君） 異常なしと認めます。
ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。
ただいまから点呼を命じます。事務局長。
- 議会事務局長（仲川広人君） それでは点呼いたします。
2 番林田議員、3 番中村議員、4 番瀬崎議員、5 番山中議員、6 番魚住議員、7 番高橋議員、8 番源嶋議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番豊永議員、12 番坂口議員。
- 議長（村山 昇君） 投票漏れはありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山 昇君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。
それでは開票を行います。5 番山中馨君、10 番宇佐信行君、開票の立ち会いをお願いします。
- 議長（村山 昇君） 開票事務が終了いたしましたので投票の結果を報告いたします。
投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。
有効投票のうち賛成 8 票、反対 3 票。
以上のおおりの賛成が多数です。
したがって、小田康宣さんの任命については同意することに決定いたしました。
議場の出入り口を開きます。
（議場開鎖）
- 議長（村山 昇君） 次に、黒木康德さんの任命について討論と採決を行います。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山 昇君） 討論なしと認めます。
これから黒木康德さんの任命について採決をします。
この採決は無記名投票で行います。
議場の出入り口を閉めます。
（議場閉鎖）

- 議長（村山 昇君） ただいまの出席議員は、私を除き 11 名です。
次に、立会人を指名いたします。
多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 6 番魚住憲一君、9 番久保田武治君を指名いたします。
念のため申し上げます。
本件に同意することに賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。
なお、白票及び他事記載のある投票については無効といたします。
それでは、投票用紙を配ります。
（投票用紙配付）
- 議長（村山 昇君） 投票用紙の配付漏れはありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山 昇君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。立会人の立ち会いをお願いいたします。
- 議長（村山 昇君） 異常なしと認めます。
ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。
ただいまから点呼を命じます。事務局長。
- 議会事務局長（仲川広人君） それでは点呼いたします。
2 番林田議員、3 番中村議員、4 番瀬崎議員、5 番山中議員、6 番魚住議員、7 番高橋議員、8 番源嶋議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番豊永議員、12 番坂口議員。
- 議長（村山 昇君） 投票漏れはありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山 昇君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。
それでは開票を行います。6 番魚住憲一君、9 番久保田武治、開票の立ち会いをお願いします。
- 議長（村山 昇君） 開票事務が終了いたしましたので投票の結果を報告いたします。
投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。
有効投票のうち賛成 10 票、反対 1 票。
以上のおり賛成が多数です。
したがって、黒木康徳さんの任命については同意することに決定いたしました。
議場の出入り口を開きます。
（議場開鎖）
- 議長（村山 昇君） 次に、児玉ちさ子さんの任命について討論と採決を行います。
討論はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山 昇君） 討論なしと認めます。
これから、児玉ちさ子さんの任命について採決します。
この採決は無記名投票で行います。
議場の出入り口を閉めます。
（議場閉鎖）
- 議長（村山 昇君） ただいまの出席議員は、私を除き 11 名です。
次に、立会人を指名いたします。
多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に、7 番高橋裕子さん、8 番源嶋たまみさんを指名いたします。
念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。
なお、白票及び他事記載のある投票については無効といたします。
それでは、投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(村山 昇君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。立会人の立ち会いをお願いいたします。

○議長(村山 昇君) 異常なしと認めます。
ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。
ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○議会事務局長(仲川広人君) それでは点呼いたします。
2 番林田議員、3 番中村議員、4 番瀬崎議員、5 番山中議員、6 番魚住議員、7 番高橋議員、
8 番源嶋議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番豊永議員、12 番坂口議員。

○議長(村山 昇君) 投票漏れはありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。
それでは開票を行います。7 番高橋裕子さん、8 番源嶋たまみさん、開票の立ち会いをお願いいたします。

○議長(村山 昇君) 開票事務が終了いたしましたので投票の結果を報告いたします。
投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。
有効投票のうち賛成 6 票、反対 5 票。
以上のおり賛成が多数です。
したがって、児玉ちさ子さんの任命については同意することに決定いたしました。
議場の出入り口を開きます。
(議場開鎖)

○議長(村山 昇君) それでは、田中英一さんの任命について討論と採決を行います。
討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 討論なしと認めます。
これから田中英一さんの任命についてを採決します。
この採決は無記名投票で行います。
議場の出入り口を閉めます。
(議場閉鎖)

○議長(村山 昇君) ただいまの出席議員は、私を除き 11 名です。
次に、立会人を指名いたします。
多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 3 番中村正徳君、12 番坂口幸法君を指名いたします。
念のため申し上げます。
本件に同意することに賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。
なお、白票及び他事記載のある投票については無効といたします。
それでは、投票用紙を配ります。
(投票用紙配付)

○議長(村山 昇君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の立ち会いをお願いいたします。

○議長(村山 昇君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○議会事務局長(仲川広人君) それでは点呼いたします。

2 番林田議員、3 番中村議員、4 番瀬崎議員、5 番山中議員、6 番魚住議員、7 番高橋議員、8 番源嶋議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番豊永議員、12 番坂口議員。

○議長(村山 昇君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは開票を行います。3 番中村正徳君、12 番坂口幸法君、開票の立ち会いをお願いいたします。

○議長(村山 昇君) 開票事務が終了いたしましたので投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。

以上のおり賛成が多数です。

したがって、田中英一さんの任命については同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(村山 昇君) 次に、田山俊博さんの任命について討論と採決を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 討論なしと認めます。

これから、田山俊博さんの任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(村山 昇君) ただいまの出席議員は、私を除き 11 名です。

次に、立会人を指名いたします。

多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 4 番瀬崎哲弘君、11 番豊永好人君を指名いたします。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票、他事記載のある投票については無効といたします。

それでは、投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(村山 昇君) 投票用紙の配付漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の立ち会いをお願いします。

○議長(村山 昇君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投

票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○**議会事務局長（仲川広人君）** それでは点呼いたします。

2 番林田議員、3 番中村議員、4 番瀬崎議員、5 番山中議員、6 番魚住議員、7 番高橋議員、
8 番源嶋議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番豊永議員、12 番坂口議員。

○**議長（村山 昇君）** 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（村山 昇君）** 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは開票を行います。4 番瀬崎哲弘君、11 番豊永好人君、開票の立ち会いをお願い
します。

○**議長（村山 昇君）** 開票事務が終了いたしましたので投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 10 票、反対 1 票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、田山俊博さんの任命については同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○**議長（村山 昇君）** 次に、西辰郎さんの任命について討論と採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（村山 昇君）** 討論なしと認めます。

これから、西辰郎さんの任命について採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○**議長（村山 昇君）** ただいまの出席議員は、私を除き 11 名です。

次に、立会人を指名いたします。

多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 5 番山中馨君、10 番宇佐信
行君を指名いたします。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票及び他事記載のある投票については無効といたします。

それでは、投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○**議長（村山 昇君）** 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（村山 昇君）** 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の立ち会いをお願いいたします。

○**議長（村山 昇君）** 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投
票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○**議会事務局長（仲川広人君）** それでは点呼いたします。

2 番林田議員、3 番中村議員、4 番瀬崎議員、5 番山中議員、6 番魚住議員、7 番高橋議員、
8 番源嶋議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番豊永議員、12 番坂口議員。

- 議長（村山 昇君） 投票漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山 昇君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。
それでは開票を行います。5 番山中馨君、10 番宇佐信行君、開票の立ち会いをお願いします。
- 議長（村山 昇君） 開票事務が終了いたしましたので投票の結果を報告いたします。
投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。
有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。
以上のおおりの賛成多数です。
したがって、西辰郎さんの任命については同意することに決定いたしました。
議場の出入り口を開きます。
（議場開鎖）
- 議長（村山 昇君） 次に、星原幸広さんの任命について討論と採決を行います。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山 昇君） 討論なしと認めます。
これから、星原幸広さんの任命についてを採決します。
この採決は無記名投票で行います。
議場の出入り口を閉めます。
（議場閉鎖）
- 議長（村山 昇君） ただいまの出席議員数は、私を除き 11 名です。
次に、立会人を指名いたします。
多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって立会人に 6 番魚住憲一君、9 番久保田武治君を指名いたします。
念のため申し上げます。
本件に同意することに賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。
なお、白票及び他字記載のある投票については無効といたします。
それでは、投票用紙を配ります。
（投票用紙配付）
- 議長（村山 昇君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山 昇君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。立会人の立ち会いをお願いいたします。
- 議長（村山 昇君） 異常なしと認めます。
ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。
ただいまから点呼を命じます。事務局長。
- 議会事務局長（仲川広人君） それでは点呼いたします。
2 番林田議員、3 番中村議員、4 番瀬崎議員、5 番山中議員、6 番魚住議員、7 番高橋議員、
8 番源嶋議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番豊永議員、12 番坂口議員。
- 議長（村山 昇君） 投票漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山 昇君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。
それでは開票を行います。6 番魚住憲一君、9 番久保田武治君、開票の立ち会いをお願いします。

- 議長（村山 昇君） 開票事務が終了いたしましたので投票の結果を報告いたします。
投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。
有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。
以上のおり賛成が多数です。
したがって、星原幸広さんの任命については同意することに決定いたしました。
議場の出入り口を開きます。
（議場開鎖）
- 議長（村山 昇君） 次に、益田良則さんの任命について討論と採決を行います。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山 昇君） 討論なしと認めます。
これから、益田良則さんの任命についてを採決します。
この採決は無記名投票で行います。
議場の出入り口を閉めます。
（議場閉鎖）
- 議長（村山 昇君） ただいまの出席議員数は、私を除き 11 名です。
次に、立会人を指名いたします。
多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって立会人に 7 番高橋裕子さん、8 番源嶋
たまみさんを指名いたします。
念のため申し上げます。
本件に同意することに賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。
なお、白票及び他事記載のある投票については無効といたします。
それでは、投票用紙を配ります。
（投票用紙配付）
- 議長（村山 昇君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山 昇君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。立会人の立ち会いをお願いいたします。
- 議長（村山 昇君） 異常なしと認めます。
ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投
票をお願いいたします。
ただいまから点呼を命じます。事務局長。
- 議会事務局長（仲川広人君） それでは点呼いたします。
2 番林田議員、3 番中村議員、4 番瀬崎議員、5 番山中議員、6 番魚住議員、7 番高橋議員、
8 番源嶋議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番豊永議員、12 番坂口議員。
- 議長（村山 昇君） 投票漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山 昇君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。
それでは開票を行います。7 番高橋裕子さん、8 番源嶋たまみさん、開票の立ち会いをお願
いします。
- 議長（村山 昇君） 開票事務が終了いたしましたので投票の結果を報告いたします。
投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。
有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。
以上のおり賛成が多数です。
したがって、益田良則さんの任命については、同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

- 議長(村山 昇君) これで、同意第3号、農業委員会委員の任命についてを終わります。
暫時休憩いたします。

(午後2時9分休憩)

(午後2時16分開議)

日程第4 「発議第2号」 多良木町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を定めることについて

- 議長(村山 昇君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第4、発議第2号、多良木町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会活性化特別委員会委員長林田俊策君。

- 2番(林田俊策君) 発議第2号、平成31年3月5日。多良木町議会議長村山昇様。

提出者 議会活性化特別委員会委員長 林田俊策。

多良木町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を定めることについて。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに、多良木町議会会議規則第13条第3項の規定により提出いたします。

提出の理由。

平成30年4月25日付けで総務省より通知があった地方議会に関する地方自治法の解釈等において、地方自治法第92条の2の中の請負に関し地方公共団体からの補助金の交付を受けることについては、特段の事情がある場合を除き、請負に該当するものではないと通知された。また、多良木町議会議員政治倫理条例第2条において、町民に対し、自ら進んでその高潔性を実証するよう努めなければならないとされていることに基づき、議会議員が国民の義務である町税等の納付状況を町民に公表し、議員の透明性を高めることが必要であると判断した。

以上の理由から多良木町議会議員の政治倫理条例の一部改正を提出するものである。

なお、改正文については、事務局長に朗読説明させていただきます。

よろしく願いいたします。

- 議長(村山 昇君) 事務局長。

- 議会事務局長(仲川広人君) それでは改正案をご説明申し上げます。

多良木町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を次のように改正するというので、改め文を付けておりますが、内容につきましては、新旧対照表の方でご説明申し上げます。

第2条の議員の責務のところですが、第3項のまたからあとの後段の方を削除いたします。この条に第6項といたしまして、議員は、町税等の納付状況を証明する書類を毎年4月1日から同月30日までの間に、もしくは議員に新たに就任した場合は、就任の日からひと月以内に議長に提出しなければならない。

この場合において、議長は証明書が提出されたときはその旨を公表しなければならない。という項を追加するものであります。この第6項の町税等につきましては、多良木町税条例に規定された税目、国民健康保険税、保育料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、町営住宅家賃、下水道事業受益者分担金、下水道使用料及び水道料金と規定をするものです。

それから、納付状況を証明する書類につきましては、納税証明書または領収書等の写しな

ど、納付の状況が確認できる書類ということで、こちらの二つにつきましては、規則の方で規定をする予定といたしております。

なお附則といたしまして、条例につきましては公布の日から施行する。

ただし、改正後の第2条第6項ですね、町税等の納付状況報告につきましては、平成31年5月1日から施行ということで、改選後の議員の方から適用するようにしております。

説明は以上でございます。

○議長（村山 昇君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番久保田武治君。

2番林田俊策君は答弁席へ。

○9番（久保田 武治君） それでは、質疑をいたします。まず一つです。

今回の改定の一つは、第2条の3項の後半部分ですね、町からの補助金交付を受ける団体等への長への就任を辞退するよう努めなければならないという部分にありますね。

この条文は政治倫理条例の中の議員の責務に関するものです。提案理由の中に、地方公共団体からの補助金の交付を受けることについては特段の事情がある場合を除き、請負に該当するものではないというふうになっています。

これはですね、第3条の請負契約等に関する遵守事項に関連するもので、2条の規定の根拠になるものではありません。この2条の根拠になっているのは、議員が補助金を受ける団体の長になった場合、自ら受ける補助金の額を自ら議決する立場に立つこと、利益誘導にならないように、高潔な倫理感をもって辞退するというところにあります。

ですから、請負に当たらないという提案理由で、2条3項を削除する理由根拠にはなり得ません。どういう根拠によって、この3項の後半部分を削除するのか、そのことについての説明をいただきたいと思います。

○議長（村山 昇君） 2番林田俊策君。

○2番（林田俊策君） お答えいたします。

議員の言われるように、第3条を今回削除するという事は、この第2条の2項に、第1項ですか、2項に置いてする根拠が示されていないということでもありますけども、それとは別に、この我々倫理条例は、議員の倫理性を高めるものとして位置づけられているという根拠はこれは揺るがしのない、目的の方で第1条のほうで掲げられていることであり、それとは根拠的な問題ではなくて、今回我々がお示したのは、総務省の今回、通達による議会活性化特別委員会でそのメリットとデメリットの議論をし、協議論議を尽くしてきたものでありますので、その中で、私たちが、今回そういう判断をしたということでございます。

○議長（村山 昇君） 9番久保田武治君。

○9番（久保田 武治君） 今の説明をですね、しかしその請負に関する問題であって、それと関連させてですね、この2条3項をね削減するっていう理由になりません。そういう説明に今なってます。もう一つ聞きます。

この条例の目的に、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを深く認識し、その担い手である町議会議員がいやしくも自己の地位による影響力を行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより云々とあります。

全国的にはですね、例えば県会議員が、県の商工会などの連合会の代表になったり、国会議員が全国商工青年会議所の代表になったり、あるいは議員が県のPTA連合会の会長になったり、あるいは婦人会の連合会会長になったり、自らの支持基盤に利用しようとしている例は幾らでもあります。

しかしこれをですね、法的に規制することは正しくないもので、自らの高潔な倫理感によって自らを律しようというのが第2条3項の後半部分です。この明文規定をですね、削除するこ

とは、倫理感の後退につながるのではないかと思います、このまま残すことには何か不都合なことがあるのでしょうか。

○議長（村山 昇君） 2番林田俊策君。

○2番（林田俊策君） 先ほど申しましたように、この件については、議会活性化特別委員会の中で議員もその委員としてそのメリット、デメリットを論議したところであります。

私も、議員の言われるとおり、去る3月6日において県北の町において議長が代表を務める組織で本来は日当に支払われるべき交付金が区の公民館の別の用途に流用されていた事実がありました。そして、議長は辞任をされております。

このような我田引水的な行為は、議員の倫理感のなさやその弱さが露呈する結果となりましたが、議員は、町全体の奉仕者としての自覚を持ち、自らを律する気持ちを持たなければならないのは当然であります。それが第1条の目的に掲げられておると思います。

来るべき人口減少化社会の中で、議員も本町に存在する組織、団体の中で、まちづくりの中心的な役割を果たしながら活動でき、また多くの町民と接する機会が増す中で、町民の生の意見を聴取し、それを議会に生かすことができることだと期待しております。

今回の発議により我々は議員活動を増すことができ、発議することは逆に私たち議員にその活動を担う上で、ますますの高い倫理感を持ち続け、先に述べたようなことがあってはならないことが大切だと教えてくれることだと確信しております。

また、議員の政治倫理条例の第1条の条例目的を持ち、もし町民からの不信感があるとすれば、第6条にて調査することもできます。

また、先日の高知県大川村ではご承知のとおり、地方自治体では極めて異例ではありますが、議員の兼業条例が可決され、これまで請負の概念規定の曖昧さで、議員のなり手不足の一因にもなり、立候補の足かせとなっていました。

また、議員の公平さを保ち、補助金を受けたり、指定管理者としての公の施設を管理したりする行為は請負に該当しないとしました。本町における優秀な若い人材が議員に立候補できるチャンスを与え、門戸を広げることにより、人口減少化社会における議会のあり方の一つの革命的な改革にもつながることを申し添えて提案したものであります。

○議長（村山 昇君） 9番。

○9番（久保田 武治君） 残すことについてですね、要するに何か問題があるのですかっていうのですね、今の答弁ではちょっと無理があります。自分で答弁なさりながらそう思われません。

例えば立候補がですねこの政治倫理条例がね、あるからなんつったってこんなもんね、全然問題になりません。

それからもう1点、先ほど事務局の方から要するに、ここに出てる税については規定を説明されました。しかしこれですね、いつの期間のものを出すのか、過年度分ものを証明として出すのか、あるいはですね、議員で生活が苦しくて分割納付するっていう場合もあるかもしれません。そういう場合にはどういう報告になるのか。

要するに滞納がある、そのことを問題にするためにこの条例をですね、出されるのかどうなのか。例えばです。この規定ではですね、今回出されたものについてはそういう税の中身についてあるいはどういうもの出すかっていうのは規則によってというふうに説明されましたが、しかし、例えば、滞納している場合には速やかに議長に報告すること。という規定であっていいのではないかとというふうに私思うんです。

もちろん町民に明らかにすることについて私はそれを反対する立場で申し上げておるわけではありませんが、しかしそういうことも含めてですね、やはりもうちょっとですね整理をあるいは検討をですね行うべきで、この条例はですね、出すべきだっていうふうに思いますので、一応そのことについて、委員長何かありますか。

○議長（村山 昇君） 2番林田俊策君。

○2番（林田俊策君） 議員のおっしゃることも、今回の活性化委員会の中で論議されてきていると思いますが、今回は、私たちはこの削除することによってメリット、デメリットを十分論議したものと思っております。

その中で、我々が今回は、総務省の通達を発端としてこの件について論議した結果、今回はその条項を外し、また新たに今回の税の報告の納付状況を町民に公表し、我々の高潔性、透明性を高めるという目的で今回は発議したわけであります。以上。

○議長（村山 昇君） はい。質疑はもう3回までです。ほかに質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
まず原案に反対者の発言を許可します。

9番久保田武治君。

○9番（久保田 武治君） 私は反対の立場で討論いたします。

多良木町の政治倫理条例は、高潔な倫理感に基づく先進的なもので、優れたものというふうに私は考えています。

ご承知のように、政治倫理は法律や罰則で規制するというものではなくて、自らを自らの倫理感で律するというものです。まさに議員一人一人の理性や品格が問われているものです。

先ほど、委員長の方から南関町の問題について報告がありました。これ2月22日付けの熊日新聞です。まさに国交付金を不正受給で、しかしこれは国の交付金だけではありませんですね、県とそれから町が当然負担したものが不正受給されたという事件です。

この事件については、議長である議員が、この保全隊、要するにいわゆる多面的機能支払いのそのの長として、日当として隊に支払われる交付金の一部を不正に受給して、本人に渡さず別の用途に利用してきたという問題です。これはですね、日当などの交付金は14年度から18年度の約900万円、そのうち300万円をプールして、区の公民館の水道工事や大雨で被害を受けた農道の修繕、イノシシ対策の電柵設置費等に充てていたということで、しかしこれの場合にはですね、この議長が実際とは異なる参加人数や活動時間を町に報告し、受領者の印鑑は議長自身が購入して印鑑を押ししたり、同姓の場合は同じ印鑑を押ししていたという問題です。

県のむらづくり課もですね、このような不適切な会計処理の詳細がわかり次第、国や町とも協議した上で対応を検討したいということなんですね。南関町においては次年度のですね、多面的交付金がどうなるかっていうそういう問題にまでなりました。そして3月の7日にこの議長が辞任をいたしました。このような事件です。

これはまさにですね、町から交付される所属団体の補助金の決定に自ら加わり、自ら団体補助金を流用した例です。本来はですね、議長の辞任だけではなく、公文書の偽造もありますから、議員辞職に相当するようなそういう事案です。

しかしこの事件はですね、この議長議員が関係の長に就任していなければ防げた事件です。よって倫理の確立に不可欠の立場から、削除することには反対いたします。また追加される6条についてはもう少し整理や検討がですね、必要だというふうに考えますので、反対をいたします。以上です。

○議長（村山 昇君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） これで討論を終わります。
これから採決します。採決は起立によって行います。
本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(村山 昇君) 起立多数であります。

したがって、議会活性化特別委員会委員長から提出されました発議第 2 号、多良木町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 5 「受理番号 6」 小規模企業に関する条例制定の要望書

○議長(村山 昇君) これより委員長報告を行います。

日程第 5、受理番号 6、小規模企業に関する条例制定の要望書を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。総務産業常任委員長、魚住憲一君。

○6 番(魚住憲一君) 委員会報告書、総務産業常任委員会

会議の年月日 平成 31 年 3 月 12 日(火曜日)

会議の場所 第 1 委員会室

開 会 3 月 12 日(火曜日) 午後 1 時 30 分

閉 会 3 月 12 日(火曜日) 午後 1 時 40 分

出席委員 委員長 魚住憲一、副委員長 山中馨、委員 村山昇、委員 源嶋たまみ、委員 宇佐信行、委員 豊永好人、計 6 名

欠席委員 なし

説明のための会議への出席者の氏名 なし

受理年月日 平成 30 年 9 月 4 日

受理番号 第 6 号

請願陳情者 多良木町商工会 会長 味岡和國

事件名 要望書

事件の内容 小規模企業に関する条例制定の要望書

審議の経過 平成 30 年 9 月 10 日、上記事件名について総務産業常任委員会に付託を受けたので、9 月 11 日午後 1 時 30 分より第 1 委員会室において、担当課である企画観光課より報告、説明を受け、慎重審議したが、他自治体の状況を踏まえながら条例制定の検討中ということであったので、継続審査としていた。平成 31 年 3 月 12 日、本会議において、議案第 37 号、多良木町中小企業小規模企業振興基本条例が可決されたことに伴い、同日午後 1 時 30 分より同委員会室において再度審議した。

決定及びその理由、決定、採択

理由

本定例会議において、本件要望書と同一趣旨の多良木町中小企業小規模企業振興基本条例が可決されたので採択とした。

少数意見の留保 なし

本委員会に付託した事件は上記のとおり定めることを適当と認める旨決定したから、多良木町議会会議規則第 93 条の規定により報告します。

平成 31 年 3 月 15 日

多良木町議会議長 村山 昇 様

多良木町議会 総務産業常任委員会
委員長 魚住憲一

○議長(村山 昇君) 以上で報告が終わりました。

受理番号 6、小規模企業に関する条例制定の要望書について申し上げます。

本件要望書は、議案第 37 号、多良木町中小企業小規模企業振興基本条例を定めることについてと同意中趣旨であり、既に条例は可決されておりますので、議決を要しません。
したがって、本件要望書は採択されたものとみなします。

日程第 6 「受理番号 10」 旧高本邸跡地利活用及び公衆トイレ設置についての要望書

○議長（村山 昇君） 次に、日程第 6、受理番号 10、旧高本邸跡地利活用及び公衆トイレ設置についての要望書を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。総務産業常任委員長、魚住憲一君。

○6番（魚住憲一君） 委員会報告書、総務産業常任委員会

会議の年月日 平成 31 年 3 月 11 日（月曜日）

会議の場所 第 1 委員会室

開 会 3 月 11 日（月曜日）午前 10 時 00 分

閉 会 3 月 11 日（月曜日）午前 11 時 00 分

出席委員 委員長 魚住憲一、副委員長 山中馨、委員 村山昇、委員 源嶋たまみ、委員 宇佐信行、委員 豊永好人、計 6 名

欠席委員 なし

説明のための会議へ出席者の氏名 地区住民代表 久米 9 区区長 永石國治、久米 4 区区長 川邊眞郷、総務課 松本課長、企画観光課 岡本課長

受理年月日 平成 31 年 2 月 26 日

受理番号 第 10 号

請願陳情者 多良木町久米 2001 番地 1 永石國治 他 48 名

事件名 要望書

事件の内容 旧高本邸跡地利活用及び公衆トイレ設置についての要望書

審議の経過 平成 31 年 3 月 5 日上記事件名について、総務産業常任委員会に付託を受けたので、3 月 11 日午前 10 時より午前 11 時 30 分まで、現地にて地区住民代表の方より現地の状況、利活用等についての説明を受け、要望箇所を踏査した。その後第 1 委員会室において、担当課である総務課松本課長及び企画観光課岡本課長より説明を受け、午前 11 時まで慎重審議した。

決定及びその理由、決定、採択

理由

家屋の解体も実施されており、跡地の利活用ができるよう、また、寄贈の趣旨を鑑み、地域住民の向上機能を有した憩いの空間及び景観上を考慮していただき、採択とする。

少数意見の留保 なし

本委員会に付託した事件は上記のとおり定めることを適当と認める旨決定したから、多良木町議会会議規則第 93 条の規定により報告します。

平成 31 年 3 月 15 日

多良木町議会議長 村山 昇 様

多良木町議会 総務産業常任委員会
委員長 魚住憲一

○議長（村山 昇君） 以上で報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

3 番中村正徳君。

6 番魚住憲一君、答弁席へ。

○3 番（中村正徳君） 今回、私も近くに住む住民として採択していただいて大変うれしく思っ

ております。総務産業常任委員の皆さん方に感謝を申し上げたいと思います。

そこで採択の理由の中で、家屋の解体も実施されておりと書いてありますけども、この家屋はまだ建ってるわけですけども、この家屋の解体も実施されておりというのはどういう意図で書いてあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（村山 昇君） 6番魚住憲一君。

○6番（魚住憲一君） 総務課総務課長の松本課長より、そのときに、解体の方はもう入札済みで3月中には解体できますという話を聞きましたから、一応解体済みというあれで、これには書いたところであります。

○議長（村山 昇君） 3番中村正徳君。

○3番（中村正徳君） 家屋の解体につきましては、3月31日まで終わるということでこの方には、採択の決定理由の中に、家屋の解体も実施されておりということで理解してよろしいんですね。わかりました。

○議長（村山 昇君） 6番。

○6番（魚住憲一君） はい。間違いなく課長の方からそれを聞きましたから、そのつもりで委員会の方は解釈いたしました。

○議長（村山 昇君） 3番。

○3番（中村正徳君） 3月中には解体も終わるということで採択していただきまして、ありがとうございます。終わります。

○議長（村山 昇君） 今の件でございますが、実施されておるといのは、発注をしてあるということでございますので、こういう文面にしたということのようでございます。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本件について委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、受理番号10、旧高本邸跡地利活用及び公衆トイレ設置についての要望書は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に一任することに決定いたしました。

お諮りします。

この後、明日から次の会議を開くまで休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、明日から次の会議を開くまで休会とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

散会宣言

○議長（村山 昇君）平成 30 年度第 5 回多良木町議会（3 月定例会議）を閉じます。
お疲れさまでございました。

（午後 2 時 50 分散会）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する

多良木町議会議長

多良木町議会議員

多良木町議会議員